

令 和 2 年 度

# 市 稅 概 要



伊 達 市

# 目 次

I 市勢の概要 .....	1
1 プロフィール .....	2
2 人口・世帯数等 .....	3
3 産業別就業人口割合 .....	3
II 財政の概要 .....	4
1 令和2年度 各会計予算額（当初予算） .....	5
2 令和2年度 一般会計予算額（当初予算） .....	5
3 令和2年度 一般会計歳入に係る自主・依存財源の割合（当初予算） .....	6
4 令和元年度 一般会計歳入歳出決算額 .....	7
5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合 .....	8
III 市税の概要 .....	9
1 組織及び事務分掌 .....	10
2 採用税率一覧表 .....	11
3 令和2年度 市税予算額（当初予算） .....	13
4 令和元年度 市税決算状況 .....	14
5 税収入の推移及び財源割合 .....	16
6 徴稅費（年度別） .....	18
7 市民の市税負担額 .....	19
8 市税の減免状況 .....	20
9 電子申告等の状況 .....	21
IV 市民税 .....	23
1 個人市民税の納稅義務者 .....	24
2 個人市民税の所得階層別納稅義務者 .....	24
3 個人市民税調定額（当初調定） .....	25
4 個人市民税の給与所得者に係る特別徵収実施率等 .....	25
5 個人市民税調定額（現年課稅分）の推移 .....	26
6 個人市民税所得割の課稅状況 .....	27
7 法人市民税調定額（現年課稅分）の推移 .....	29
8 年度別法人数 .....	29

<b>V 固定資産税・都市計画税</b>	3 0
1 固定資産の所有者	3 1
2 固定資産税・都市計画税の納税義務者	3 1
3 固定資産税の評価額	3 1
4 固定資産税の課税標準額・調定額	3 1
5 固定資産税調定額（現年課税分）の推移	3 2
6 都市計画税調定額（現年課税分）の推移	3 3
7 土地の概要	3 4
8 家屋の概要	3 6
9 新増築家屋の状況	3 8
1 0 滅失家屋の状況	3 8
1 1 債却資産種類別評価額の状況	3 8
1 2 国有資産等所在市町村交付金の状況	3 8
<b>VI 諸 稅</b>	3 9
1 市たばこ税	4 0
2 入湯税	4 1
3 軽自動車税	4 2
4 国民健康保険税	4 4
<b>VII 収 納</b>	4 7
1 市税等収納率の状況	4 8
2 その他収入金の状況	4 9
3 未収額の状況	4 9
4 滞納処分の状況	4 9
5 徴収猶予・減免の状況	5 0
6 不納欠損額の状況	5 0
7 口座振替及びコンビニ納付の状況	5 1
8 督促状の発布状況	5 3
9 市・道民税の徴収嘱託等の状況	5 3
<b>VIII 参 考 資 料</b>	5 4
1 道内市の採用税率一覧	5 5
2 道内の市別収納率の状況	5 7
3 伊達市税条例改正等の変遷	6 0

## I 市勢の概要

- 1 プロフィール
- 2 人口・世帯数等
- 3 産業別就業人口割合

# 1 プロフィール

## (1) 沿革

本市は、現在の宮城県南部に位置する亘理町、亘理伊達家15代当主伊達邦成が率いての集団移住によって開拓されました。移住は1870年（明治3年）から1881年（明治14年）までの間、9回にわたって行われ、総勢約2,700人が移住しました。その後、1900年（明治33年）には伊達村が誕生し、以後、着実な開拓と発展により、1925年（大正14年）に町制施行、1972年（昭和47年）に市制施行となり、2006年（平成18年）には旧大滝村（現伊達市大滝区）と合併し、現在に至っています。一方、大滝区（旧大滝村）の開拓は、1894年（明治27年）に青森県人の永井五郎兵衛が優徳に入植したことが始まりと伝えられ、1896年（明治29年）に鹿児島県人の橋口文蔵により開拓されました。

気候は、日本海から津軽海峡を通過する対馬暖流の影響を受け、四季を通じて温暖であり、初雪も11月と遅く降雪量も少ないとから「北の湘南」と称されています。一方、内陸に位置する大滝区は、寒さが厳しく最深積雪が100cmを上回ります。

産業面では第1次産業を柱に、農業は種類豊富な野菜が中心で「伊達野菜」の名でブランド化が展開され、高糖度のトマトや越冬玉ねぎの生産等、新たな取り組みも行っています。一方、大滝区は長芋やアロニア（小果実）の栽培等、付加価値の高い作物の生産に力を入れています。観光では、大滝区の変化に富んだ丘陵と森に囲まれている地形は、絶好のクロスカントリーコースとして愛好者が多く、スキーマラソンやノルディックウォーキングなどが開催されているほか、湯量豊富な「北湯沢温泉郷」には多くの観光客が訪れています。

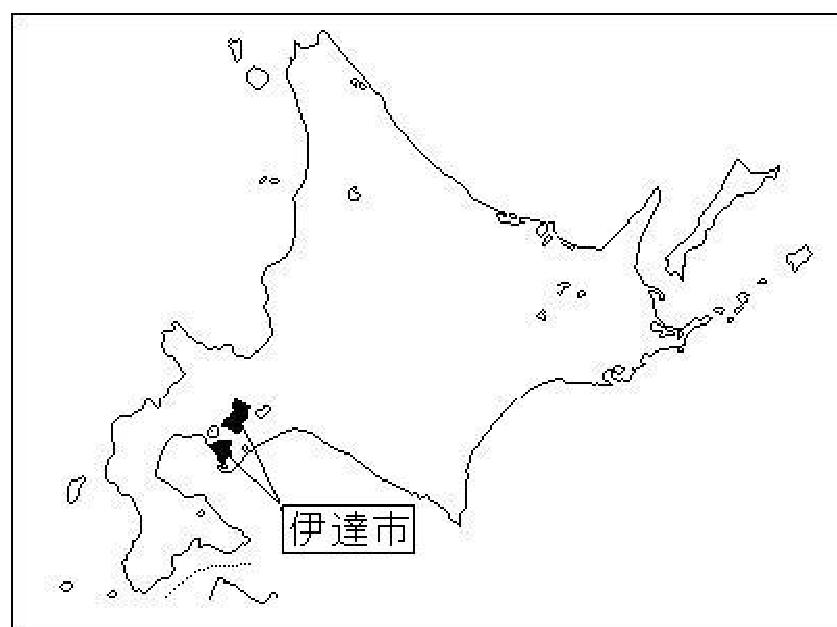
また1968年（昭和43年）に北海道が知的障がい者総合援護施設を開設したこと为契机に、授産施設やグループホームの開設が相次ぎ、関連の就業者も多く、「福祉のまち」として、街中居住による市民との共生社会が実践されています。

## (2) 位置

本市は北海道の中央南西部、噴火湾（内浦湾）に面し、道都である札幌市と函館市の中間に位置します。伊達地域と大滝区は壮瞥町を挟み、東は登別市・白老町・千歳市、西は喜茂別町・留寿都村・洞爺湖町、南は室蘭市、北は札幌市と接しています。

## (3) 面積

444.2 Km<sup>2</sup>

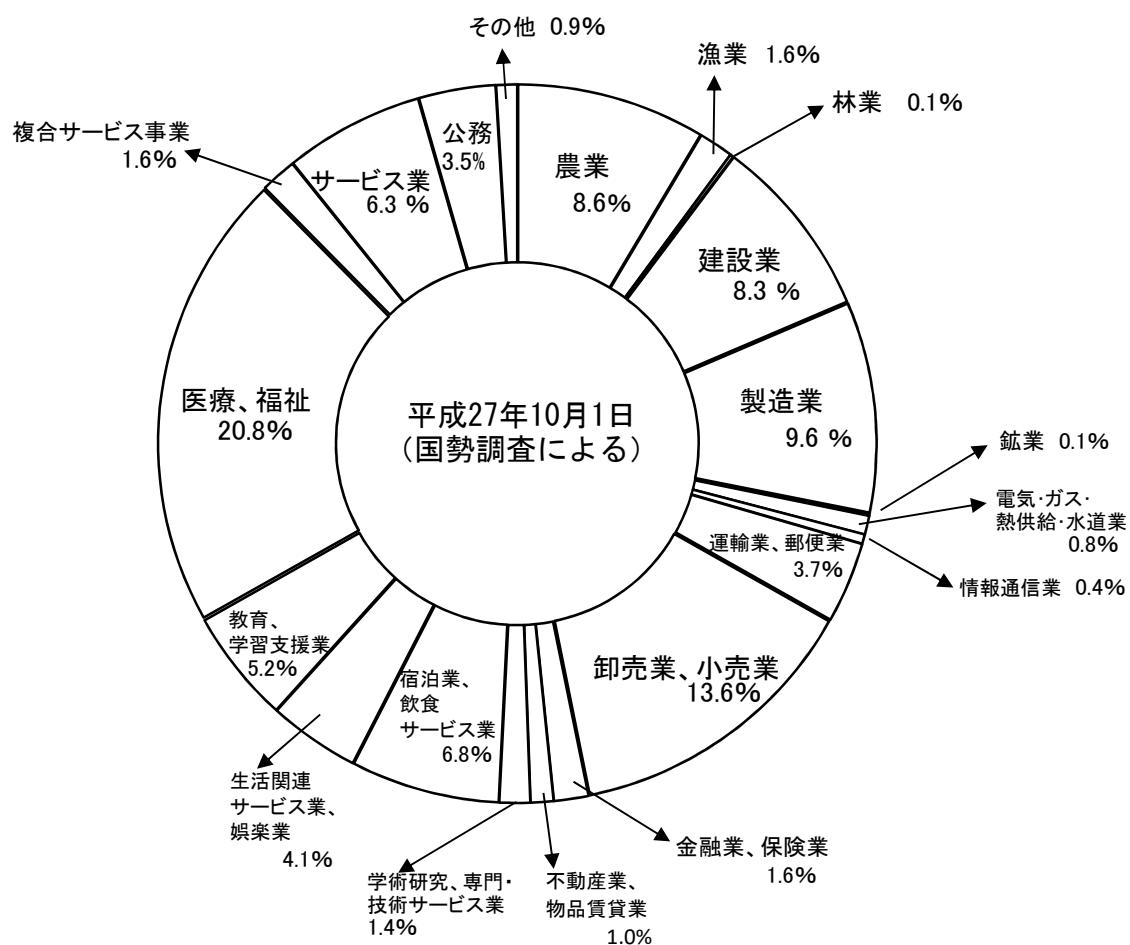


## 2 人口・世帯数等

区分 年 度					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 口 (人)	35,330	34,871	34,579	34,083	33,656
世 帯 数 (世 帯)	17,885	17,828	17,920	17,871	17,831
面 積 ( $\text{km}^2$ )	444.2	444.2	444.2	444.2	444.2
1 $\text{km}^2$ 当 り 人 口 (人)	80	79	78	77	76
1 $\text{km}^2$ 当 り 世 帯 数 (世 帯)	40.3	40.1	40.3	40.2	40.1
税 务 職 員 数 (人)	24	22	22	22	22
税務職員 1 人当たり人口 (人)	1,472	1,585	1,572	1,549	1,530

※各年度 3月31日現在

## 3 産業別就業人口割合



## II 財政の概要

- 1 令和2年度 各会計予算額（当初予算）
- 2 令和2年度 一般会計予算額（当初予算）
- 3 令和2年度  
一般会計歳入に係る自主・依存財源の割合（当初予算）
- 4 令和元年度 一般会計歳入歳出決算額
- 5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合

## 1 令和2年度 各会計予算額（当初予算）

(単位：千円・%)

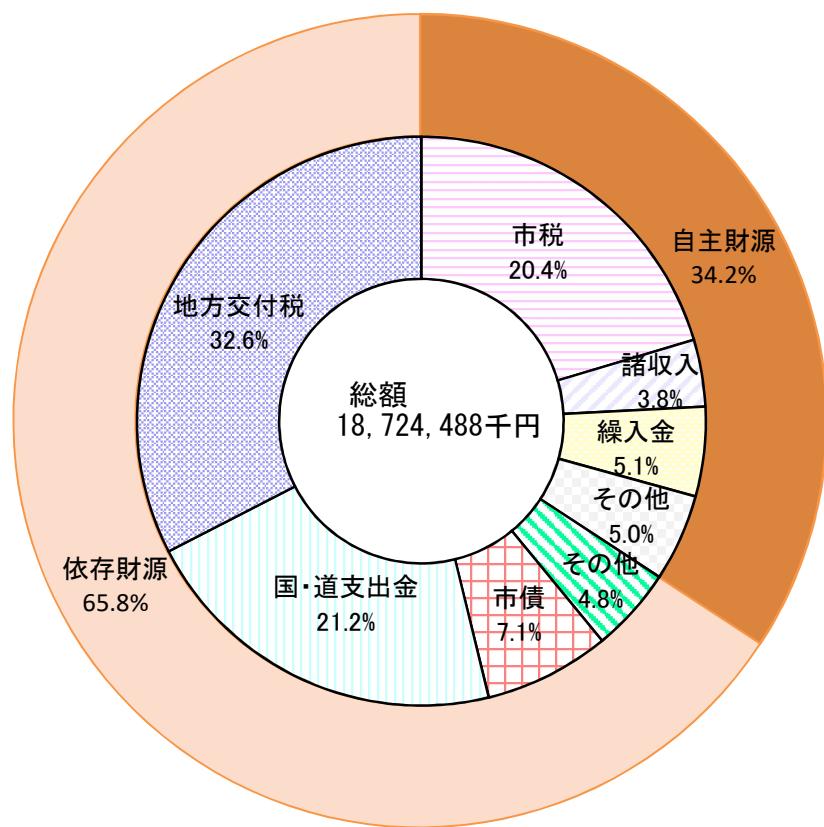
会 計 名	本 年 度	前年度（当初）	比 較 増 減	伸 び 率
一 般 会 計	18,724,488	18,764,844	△ 40,356	△ 0.2
特 別 会 計	國 民 健 康 保 險	4,464,119	4,653,538	△ 189,419
	介 護 保 險	3,927,636	3,688,912	238,724
	靈 園	2,984	2,888	96
	後 期 高 齢 者 医 療	637,874	607,376	30,498
	計	9,032,613	8,952,714	79,899
合 计	27,757,101	27,717,558	39,543	0.1

## 2 令和2年度 一般会計予算額（当初予算）

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
市 稅	3,816,922	20.4	議 会 費	142,826	0.7
地 方 譲 与 稅	195,376	1.0	総 務 費	4,866,124	26.0
利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	民 生 費	5,119,818	27.3
配 当 割 交 付 金	7,000	0.0	衛 生 費	1,025,447	5.5
株式等譲渡所得割交付金	5,000	0.0	労 働 費	19,415	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金	650,000	3.5	農 林 水 産 業 費	405,422	2.2
ゴルフ場利用税交付金	5,000	0.0	商 工 費	182,945	1.0
環 境 性 能 割 交 付 金	17,000	0.1	土 木 費	1,279,491	6.8
地 方 特 例 交 付 金	13,000	0.1	教 育 費	1,723,658	9.2
地 方 交 付 税	6,100,000	32.6	公 債 費	2,185,095	11.7
交通安全対策特別交付金	4,000	0.0	諸 支 出 金	1,724,247	9.2
分 担 金 及 び 負 担 金	149,963	0.8	予 備 費	50,000	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	521,884	2.8			
国 庫 支 出 金	2,692,317	14.4			
道 支 出 金	1,282,075	6.8			
財 产 収 入	146,909	0.8			
寄 附 金	60,601	0.3			
繰 入 金	951,447	5.1			
繰 越 金	50,000	0.3			
諸 収 入	712,794	3.8			
市 債	1,340,200	7.2			
歳 入 合 計	18,724,488		歳 出 合 計	18,724,488	

### 3 令和2年度 一般会計歳入に係る自主・依存財源の割合（当初予算）



(単位：千円)

自 主 財 源		依 存 財 源		合 计
市 稅	3,816,922	地方交付税	6,100,000	
諸 収 入	712,794	国・道支出金	3,974,392	
繰 入 金	951,447	市 債	1,340,200	
そ の 他	929,357	そ の 他	899,376	
計	6,410,520	計	12,313,968	18,724,488

#### 4 令和元年度 一般会計歳入歳出決算額

(単位:千円)

区分	予 算 額	決 算 額	予算との比較
歳 入 合 計	19,479,460	18,125,697	△ 1,353,763
1 市 税	3,817,164	3,989,173	172,009
2 地 方 譲 与 税	195,500	202,945	7,445
3 利 子 割 交 付 金	4,000	2,628	△ 1,372
4 配 当 割 交 付 金	7,000	8,528	1,528
5 株式等譲渡所得割交付金	5,000	5,532	532
6 地 方 消 費 税 交 付 金	630,000	635,056	5,056
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	6,000	6,732	732
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	18,000	22,427	4,427
9 地 方 特 例 交 付 金	57,389	57,389	0
10 地 方 交 付 税	6,436,747	6,436,747	0
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000	4,047	△ 953
12 分 担 金 及 び 負 担 金	189,410	175,681	△ 13,729
13 使 用 料 及 び 手 数 料	530,065	503,810	△ 26,255
14 国 庫 支 出 金	2,781,425	2,529,150	△ 252,275
15 道 支 出 金	1,222,604	1,177,907	△ 44,697
16 財 产 収 入	35,093	21,448	△ 13,645
17 寄 附 金	78,106	76,033	△ 2,074
18 繰 入 金	818,448	77,113	△ 741,335
19 繰 越 金	376,748	376,748	0
20 諸 収 入	806,721	783,486	△ 23,235
21 市 債	1,454,040	1,026,640	△ 427,400
22 環 境 性 能 割 交 付 金	5,000	6,477	1,477
歳 出 合 計	19,479,460	17,913,093	△ 1,566,367
1 議 会 費	139,153	137,039	△ 2,114
2 総 務 費	4,837,177	4,678,971	△ 158,206
3 民 生 費	5,085,107	4,825,899	△ 259,208
4 衛 生 費	1,146,081	1,064,279	△ 81,802
5 労 働 費	19,701	18,824	△ 877
6 農 林 水 産 業 費	529,419	501,895	△ 27,524
7 商 工 費	164,535	140,037	△ 24,498
8 土 木 費	947,354	816,958	△ 130,396
9 教 育 費	2,690,268	1,987,417	△ 702,851
10 公 債 費	2,158,138	2,157,742	△ 396
11 諸 支 出 金	1,715,614	1,584,032	△ 131,582
12 予 備 費	46,913	0	△ 46,913

## 5 一般会計歳入歳出決算額の構成割合

(単位 : 千円・%)

区分	平成30年度	構成比	前年比	令和元年度	構成比	前年比
歳入合計	18,190,333		86.0	18,125,697		99.6
市 税	4,008,220	22.1	104.9	3,989,173	22.0	99.5
地 方 譲 与 税	199,495	1.1	101.9	202,945	1.1	101.7
地 方 消 費 税 交 付 金	671,243	3.7	101.6	635,056	3.5	94.6
地 方 交 付 税	6,357,530	35.1	101.4	6,436,747	35.5	101.2
国 庫 支 出 金 ・ 道 支 出 金	3,732,040	20.6	97.9	3,707,057	20.4	99.3
繰 越 金	561,438	3.1	58.4	376,748	2.1	67.1
市 債	1,276,137	7.0	39.5	1,026,640	5.7	80.4
そ の 他	1,384,231	7.6	62.8	1,751,330	9.7	126.5
歳出合計	17,813,584		86.5	17,913,093		100.6
議 会 費	139,025	0.8	94.9	137,039	0.8	98.6
総 務 費	4,560,029	25.5	109.0	4,678,971	26.1	102.6
民 生 費	4,616,561	25.8	88.9	4,825,899	26.9	104.5
衛 生 費	708,639	4.0	104.7	1,064,279	5.9	150.2
労 働 費	19,219	0.1	99.1	18,824	0.1	97.9
農 林 水 産 業 費	494,080	2.8	98.8	501,895	2.8	101.6
商 工 費	153,593	0.9	69.0	140,037	0.8	91.2
土 木 費	1,276,867	7.1	70.0	816,958	4.6	64.0
教 育 費	1,829,399	10.2	56.1	1,987,417	11.1	108.6
公 債 費	2,218,925	12.3	103.9	2,157,742	12.1	97.2
諸 支 出 金	1,537,260	8.6	101.3	1,584,032	8.8	103.0
予 備 費	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
災 害 復 旧 費	259,988	1.4	113.1	0	0.0	皆減
財 政 力 指 数	0.394	—	—	0.393	—	—
経 常 収 支 比 率	87.2%	—	—	88.7%	—	—
実 質 公 債 費 比 率	6.7%	—	—	5.6%	—	—
将 来 負 担 比 率	—	—	—	—	—	—

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

### **III 市税の概要**

- 1 組織及び事務分掌
- 2 採用税率一覧表
- 3 令和2年度 市税予算額（当初予算）
- 4 令和元年度 市税決算状況
- 5 税収入の推移及び財源割合
- 6 徴税費（年度別）
- 7 市民の市税負担額
- 8 市税の減免状況
- 9 電子申告等の状況

## 1 組織及び事務分掌

部	課	係(人員)	事務分掌
企画財政部	税務課 (17)	市民税係 (4)	<p>1 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課関係事務の総合調整に関すること。</p> <p>2 個人市民税及び個人道民税の賦課に関すること。</p> <p>3 法人市民税の賦課に関すること。</p> <p>4 市たばこ税の賦課に関すること。</p> <p>5 入湯税の賦課に関すること。</p>
		資産税係 (4)	<p>6 固定資産税の賦課に関すること。</p> <p>7 軽自動車税の賦課に関すること。</p> <p>8 都市計画税の賦課に関すること。</p>
		管理係 (2)	<p>9 個人道民税徴収取扱費に関すること。</p> <p>10 口座振替納税に関すること。</p> <p>11 市税(国民健康保険税を除く。)の消込み及び収入原簿の整理保管に関すること。</p> <p>12 市税(国民健康保険税を除く。)に関する証明に関すること。</p> <p>13 課に属する税制調査及び税務統計に関すること。</p>
	収納対策室 (6)	納税係 (5)	<p>14 市税の徴収関係事務の総合調整に関すること。</p> <p>15 納税の督促に関すること。</p> <p>16 納税の猶予に関すること。</p> <p>17 滞納処分及び執行停止に関すること。</p> <p>18 不納欠損処分に関すること。</p> <p>19 市税(国民健康保険税を除く。)の督促状発付に関すること。</p> <p>20 徴収の嘱託及び受託に関すること。</p> <p>21 紳税意識の啓発に関すること。</p>
大滝総合支所	地域振興課 (5)	地域住民係	1 市税に関すること。

※人員は令和2年4月1日現在

## 2 採用税率一覧表

税目	区分		標準税率	制限税率	採用税率
市民税	個人	均等割	3,500 円	- 円	3,500 円
		所得割	6.0 %	- %	6.0 %
	法人 等 割 人	法第312条第1項第1号の法人	50,000 円	60,000 円	60,000 円
		法第312条第1項第2号の法人	120,000 円	144,000 円	144,000 円
		法第312条第1項第3号の法人	130,000 円	156,000 円	156,000 円
		法第312条第1項第4号の法人	150,000 円	180,000 円	180,000 円
		法第312条第1項第5号の法人	160,000 円	192,000 円	192,000 円
		法第312条第1項第6号の法人	400,000 円	480,000 円	480,000 円
		法第312条第1項第7号の法人	410,000 円	492,000 円	492,000 円
		法第312条第1項第8号の法人	1,750,000 円	2,100,000 円	2,100,000 円
		法第312条第1項第9号の法人	3,000,000 円	3,600,000 円	3,600,000 円
	法人 税 割	令和元年9月30日までに開始した 事業年度の法人税割	9.7 %	12.1 %	12.1 %
		令和元年10月1日以降に開始する 事業年度の法人税割	6.0 %	8.4 %	8.4 %
固定資産税			1.4 %	- %	1.4 %
都市計画税			- %	0.3 %	0.3 %
鉱産税	月産200万円を超える		1.0 %	1.2 %	1.0 %
	月産200万円以下		0.7 %	0.9 %	0.7 %
市たばこ税	千本につき		5,692 円	- 円	5,692 円
入湯税	一般入浴客	日帰り	150 円	- 円	50 円
		宿泊 (1泊につき)			150 円
	修学旅行の学生 (高校生以上)	日帰り			40 円
		宿泊 (1泊につき)			80 円
	湯治客	宿泊 (1泊につき)			50 円

※令和2年4月1日現在

税目	区分		標準税率	制限税率	採用税率	
環境性能割 軽自動車税	電気自動車等	自家用	非課税	－%	非課税	
		営業用	非課税	－%	非課税	
	★★★★★(4つ星) かつ 令和2年度燃費基準 +10%達成車	自家用	非課税	－%	非課税	
		営業用	非課税	－%	非課税	
	★★★★★(4つ星) かつ 令和2年度燃費基準 達成車	自家用	1.0%	－%	1.0%	
		営業用	0.5%	－%	0.5%	
	★★★★★(4つ星) かつ 平成27年度燃費基準 +10%達成車	自家用	2.0%	－%	2.0%	
		営業用	1.0%	－%	1.0%	
	上記以外の車	自家用	2.0%	－%	2.0%	
		営業用	2.0%	－%	2.0%	
種別割 軽自動車税	原動機付自転車	総排気量50cc以下	年額 2,000円	年額 3,000円	年額 2,000円	
		〃 50cc超90cc以下	年額 2,000円	年額 3,000円	年額 2,000円	
		〃 90cc超	年額 2,400円	年額 3,600円	年額 2,400円	
		三輪以上もの	年額 3,700円	年額 5,550円	年額 3,700円	
	軽自動車	二輪 総排気量125cc超200以下	年額 3,600円	年額 5,400円	年額 3,600円	
		三輪	年額 3,900円	年額 5,850円	年額 3,900円	
		四輪乗用	自家用 年額 10,800円	年額 16,200円	年額 10,800円	
			営業用 年額 6,900円	年額 10,350円	年額 6,900円	
		四輪貨物	自家用 年額 5,000円	年額 7,500円	年額 5,000円	
			営業用 年額 3,800円	年額 5,700円	年額 3,800円	
	専ら雪上を走行するもの		年額 3,000円	年額 4,500円	年額 3,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用		年額 2,400円	年額 3,600円	年額 2,400円	
	その他		年額 5,900円	年額 8,850円	年額 5,900円	
	二輪の小型自動車		年額 6,000円	年額 9,000円	年額 6,000円	

※軽自動車税の環境性能割は、令和3年3月31日までに取得した軽自動車(自家用の乗用車)に限り臨時の軽減税率(環境性能割税率の1%軽減)の適用あり

※軽自動車税の種別割は、三輪以上で燃費性能の優れた車両が軽減特例、また最初の登録から13年を超えた軽四輪車が重課の適用あり

### 3 令和2年度 市税予算額（当初予算）

(単位：千円・%)

年 度 税 目	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		比 較 増 減	
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	(B) - (A)	(B) / (A)
市 税 合 計	3,815,657		3,816,922		1,265	100.0
現 年 課 税 分	3,789,923	99.4	3,798,713	99.6	8,790	100.2
滞 納 繰 越 分	25,734	0.6	18,209	0.4	△ 7,525	70.8
市 民 税	1,544,425	40.5	1,542,020	40.4	△ 2,405	99.8
個 人	1,324,949	34.7	1,326,670	34.8	1,721	100.1
均 等 割	55,771	1.4	55,703	1.5	△ 68	99.9
所 得 割	1,256,548	33.0	1,261,895	33.1	5,347	100.4
滞 納 繰 越 分	12,630	0.3	9,072	0.2	△ 3,558	71.8
法 人	219,476	5.8	215,350	5.6	△ 4,126	98.1
均 等 割	103,112	2.7	101,845	2.7	△ 1,267	98.8
法 人 税 割	115,722	3.1	113,051	2.9	△ 2,671	97.7
滞 納 繰 越 分	642	0.0	454	0.0	△ 188	70.7
固 定 資 產 税	1,629,270	42.7	1,643,706	43.1	14,436	100.9
固 定 資 產 税	1,613,379	42.3	1,627,429	42.7	14,050	100.9
土 地	401,224	10.5	400,871	10.5	△ 353	99.9
家 屋	791,531	20.7	804,945	21.1	13,414	101.7
償 却 資 產	410,139	10.8	414,297	10.9	4,158	101.0
滞 納 繰 越 分	10,485	0.3	7,316	0.2	△ 3,169	69.8
国 有 資 產 等 所 在 市 交 付 金	15,891	0.4	16,277	0.4	386	102.4
輕 自 動 車 税	75,810	2.0	82,293	2.1	6,483	108.6
環 境 性 能 割	—	—	4,170	0.1	皆増	皆増
種 別 割 (注)	75,810	2.0	78,123	2.0	2,313	103.1
現 年 課 税 分	74,967	2.0	77,576	2.0	2,609	103.5
滞 納 繰 越 分	843	0.0	547	0.0	△ 296	64.9
市 た ば こ 税	307,048	8.0	289,460	7.6	△ 17,588	94.3
入 湯 税	33,910	0.9	32,964	0.9	△ 946	97.2
都 市 計 画 税	225,194	5.9	226,479	5.9	1,285	100.6
土 地	103,550	2.7	103,564	2.7	14	100.0
家 屋	120,510	3.2	122,095	3.2	1,585	101.3
滞 納 繰 越 分	1,134	0.0	820	0.0	△ 314	72.3

(注) 令和元年度の軽自動車税「種別割」の予算額は、令和元年10月1日税制改正前の「軽自動車税」のものである。

## 4 令和元年度 市税決算状況

### (1) 決算額

(単位:千円・%)

区分 税目	予算額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	還付 未済額
市 税 合 計	3,817,164	4,071,989	3,989,173	7,687	75,347	98.0	219
現年課税分	3,791,430	3,989,705	3,965,782	2,436	21,706	99.4	219
滞納繰越分	25,734	82,285	23,392	5,251	53,642	28.4	
市 民 税	1,544,425	1,696,487	1,661,100	1,233	34,329	97.9	175
個人	1,324,949	1,450,817	1,417,071	903	33,018	97.7	175
現年課税分	1,312,319	1,414,720	1,404,584	18	10,293	99.3	175
滞納繰越分	12,630	36,097	12,488	885	22,725	34.6	
法人	219,476	245,670	244,029	330	1,311	99.3	
現年課税分	218,834	243,875	243,504		371	99.8	
滞納繰越分	642	1,796	525	330	940	29.2	
固定資産税	1,629,270	1,731,046	1,690,441	5,682	34,959	97.7	35
固定資産税	1,613,379	1,715,154	1,674,549	5,682	34,959	97.6	35
現年課税分	1,602,894	1,676,918	1,665,676	2,128	9,150	99.3	35
滞納繰越分	10,485	38,236	8,873	3,554	25,809	23.2	
国有資産等所在市交付金	15,891	15,892	15,892			100.0	
軽自動車税	77,317	82,715	80,389	124	2,206	97.2	4
軽自動車税	75,810	82,253	79,927	124	2,206	97.2	4
現年課税分	74,967	79,958	79,318		644	99.2	4
滞納繰越分	843	2,296	610	124	1,562	26.6	
環境性能割	1,507	462	462			100.0	
市たばこ税	307,048	295,077	295,077			100.0	
入湯税	33,910	34,115	34,115			100.0	
都市計画税	225,194	232,550	228,052	649	3,853	98.1	5
現年課税分	224,060	228,690	227,156	290	1,248	99.3	5
滞納繰越分	1,134	3,860	896	359	2,605	23.2	

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

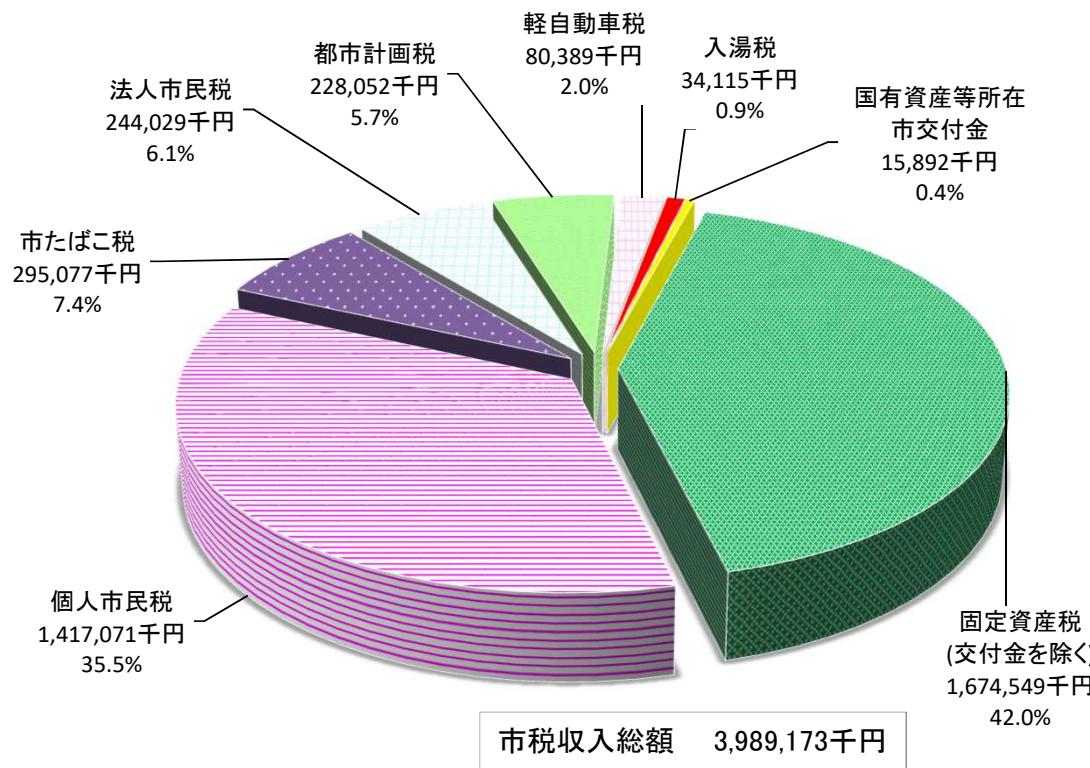
(2) 決算額の内訳

(単位 : 千円・%)

年 度			平成 30 年 度			令 和 元 年 度					
区 分			調 定 額	収 入 額	収 納 率	調 定 額	収 入 額	収 納 率			
総 計	現 年 度 分		3,999,224	3,977,651	99.5	3,989,705	3,965,782	99.4			
	滯 納 繰 越 分		99,213	30,569	30.8	82,285	23,392	28.4			
	合 計		4,098,437	4,008,220	97.8	4,071,989	3,989,173	98.0			
市 民 税	現 年 度 分	個 人	均 等 割	57,082	56,626	99.2	57,087	56,678	99.3		
			所 得 割	1,348,570	1,337,791	99.2	1,357,633	1,347,905	99.3		
			計	1,405,652	1,394,417	99.2	1,414,720	1,404,584	99.3		
	法 人	法 人	均 等 割	102,997	102,166	99.2	106,270	105,910	99.7		
			法人税割	166,327	166,304	100.0	137,605	137,594	100.0		
			計	269,324	268,470	99.7	243,875	243,504	99.8		
	小 計		1,674,976	1,662,887	99.3	1,658,595	1,648,087	99.4			
	滞 繩 分		個 人	43,961	16,387	37.3	36,097	12,488	34.6		
			法 人	1,537	561	36.5	1,796	525	29.2		
			小 計	45,498	16,948	37.2	37,893	13,013	34.3		
	合 計		1,720,474	1,679,835	97.6	1,696,487	1,661,100	97.9			
固 定 資 産 税	現 年 度 分	純 固 定 資 産 税	土 地	410,054	408,154	99.5	402,460	399,762	99.3		
			家 屋	800,669	796,961	99.5	821,690	816,181	99.3		
			償却資産	465,018	462,864	99.5	452,768	449,732	99.3		
			計	1,675,741	1,667,979	99.5	1,676,918	1,665,676	99.3		
	国有資産等所在市交付金		15,688	15,688	100.0	15,892	15,892	100.0			
	滯納繰越分		46,734	11,692	25.0	38,236	8,873	23.2			
	合 計		1,738,163	1,695,359	97.5	1,731,046	1,690,441	97.7			
	現 年 度 分		軽 自 動 車 税	77,337	76,667	99.1	79,958	79,318	99.2		
輕 自 動 車 税			環 境 性 能 割	—	—	—	462	462	100.0		
			小 計	77,337	76,667	99.1	80,419	79,779	99.2		
滯 繩 分		軽 自 動 車 税	2,604	834	32.0	2,296	610	26.6			
		合 計	79,941	77,501	96.9	82,715	80,389	97.2			
		市 た ば こ 税			295,328	295,328	100.0	295,077	295,077	100.0	
		入 湯 税			33,193	33,193	100.0	34,115	34,115	100.0	
都 市 計 画 税	現 年 度 分		土 地	105,582	105,093	99.5	105,197	104,492	99.3		
			家 屋	121,379	120,816	99.5	123,492	122,665	99.3		
			小 計	226,961	225,909	99.5	228,690	227,156	99.3		
	滯 納 繰 越 分		4,377	1,095	25.0	3,860	896	23.2			
	合 計		231,338	227,004	98.1	232,550	228,052	98.1			

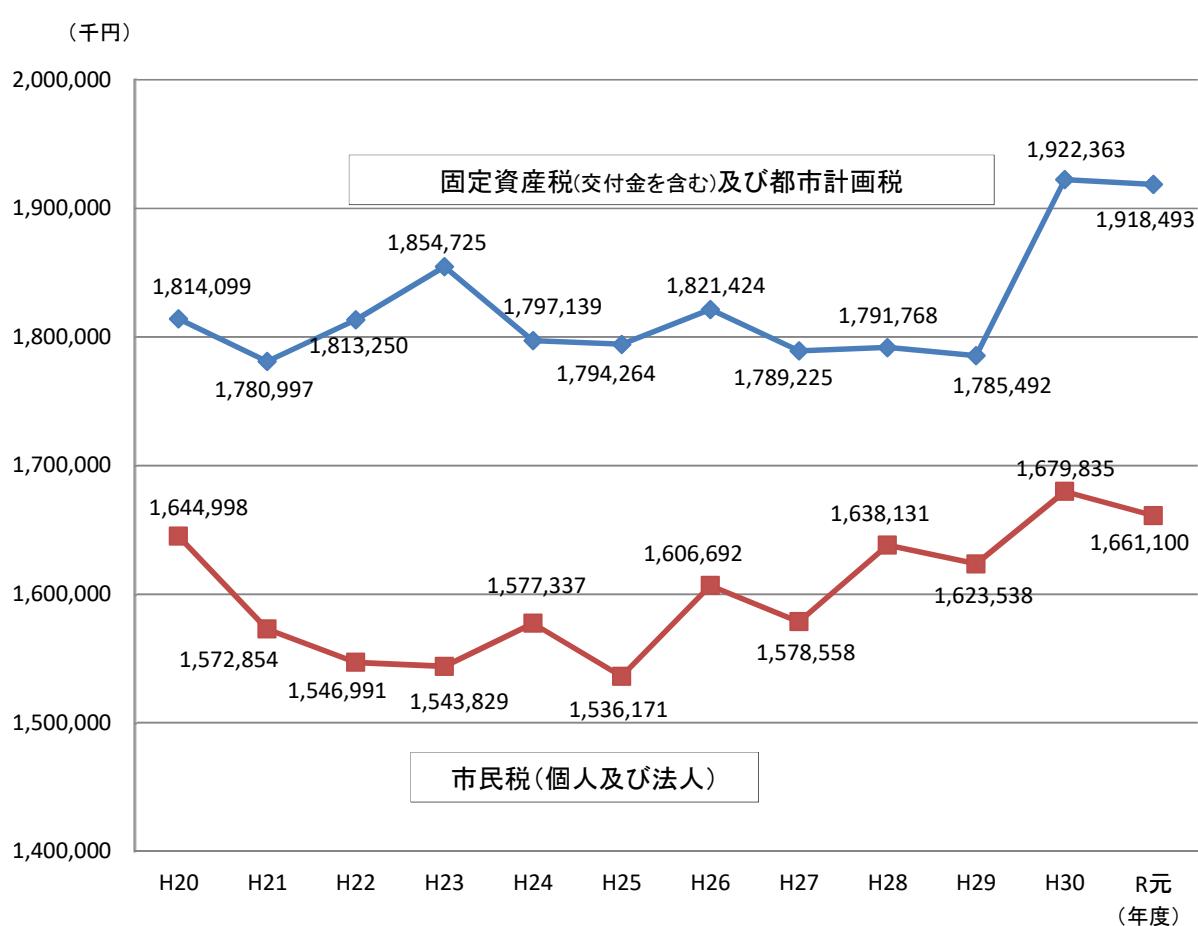
※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

### (3) 令和元年度 市税決算額の税目別割合

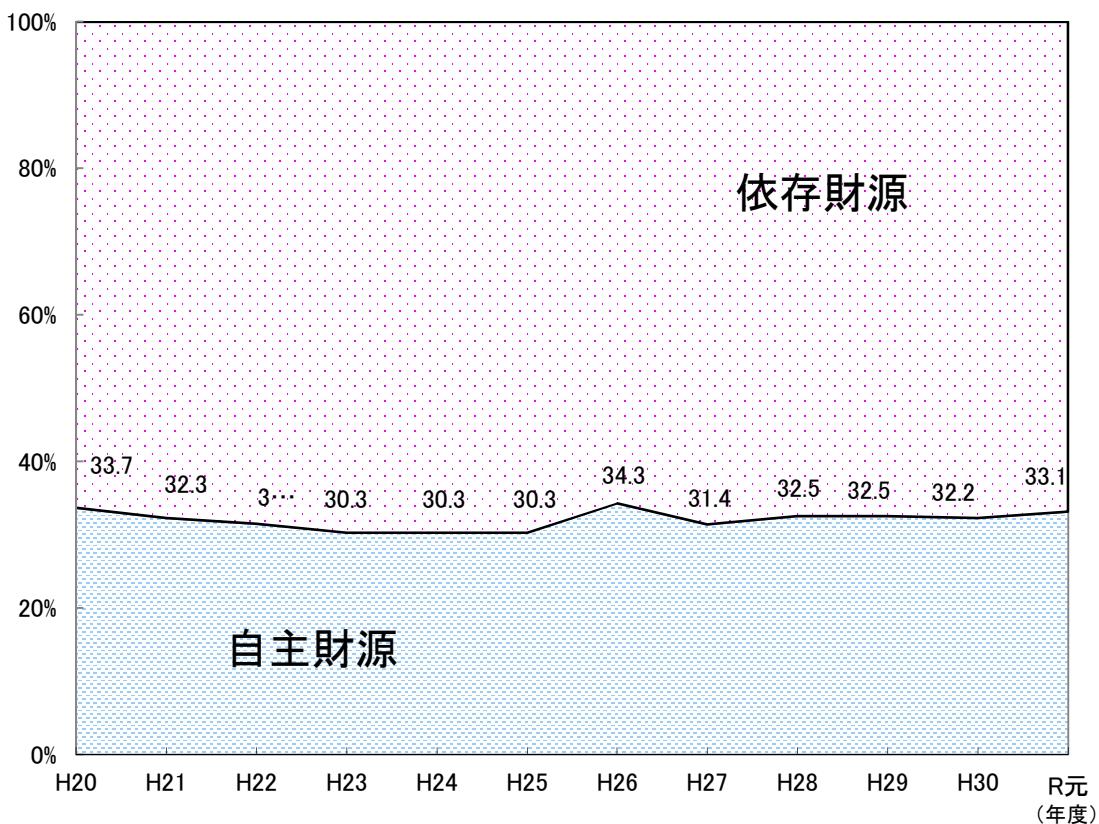


## 5 税収入の推移及び財源割合

### (1) 基幹税目の税収の推移



(2) 歳入決算に占める市税等自主財源の割合



(単位：百万円・%)

年度	区分	自 主 財 源			依 存 財 源					合 計
		市 税	諸 収 入 そ の 他	計	地 方 交 付 税	国 ・ 道 支 出 金	市 債	そ の 他	計	
H27	金額	3,788	1,963	5,751	6,581	3,757	1,256	982	12,576	18,328
	構成比	20.7	10.7	31.4	35.9	20.5	6.8	5.4	68.6	100.0
	前年比	98.2	73.6	88.1	99.2	95.4	103.2	142.0	100.8	96.4
H28	金額	3,855	2,211	6,066	6,379	3,922	1,428	893	12,622	18,688
	構成比	20.6	11.9	32.5	34.1	21.0	7.6	4.8	67.5	100.0
	前年比	101.8	112.6	105.5	96.9	104.4	113.7	90.9	100.4	102.0
H29	金額	3,820	3,062	6,882	6,269	3,813	3,229	958	14,268	21,150
	構成比	18.0	14.5	32.5	29.7	18.0	15.3	4.5	67.5	100.0
	前年比	99.1	138.5	113.4	98.3	97.2	226.1	107.2	113.0	113.2
H30	金額	4,008	1,855	5,863	6,358	3,732	1,276	961	12,327	18,190
	構成比	22.0	10.2	32.2	35.0	20.5	7.0	5.3	67.8	100.0
	前年比	104.9	60.6	85.2	101.4	97.9	39.5	100.4	86.4	86.0
R元	金額	3,989	2,014	6,003	6,437	3,707	1,027	952	12,122	18,126
	構成比	22.0	11.1	33.1	35.5	20.5	5.7	5.2	66.9	100.0
	前年比	99.5	108.6	102.4	101.2	99.3	80.4	99.0	98.3	99.6

## 6 徴稅費(年度別)

(単位 : 千円・%・人)

年 度 区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
税 収 入 額	(1) 市 稅	3,788,084	3,855,483	3,819,773	4,008,220	3,989,173
	(2) 個 人 道 民 稅	901,462	932,383	920,375	927,127	931,393
	(3) 合 計	4,689,546	4,787,866	4,740,148	4,935,347	4,920,566
徵 稅 費	(4) 基 本 紙	60,977	57,921	60,738	60,607	55,064
	(5) 諸 手 当	49,071	45,039	46,437	47,686	41,770
	ア 超過勤務手当	3,439	3,346	3,835	3,476	3,687
	イ 税務特別手当	78	73	59	82	54
	ウ その他の手当	45,554	41,620	42,543	44,128	38,029
	(6) そ の 他	19,937	18,444	20,395	20,747	18,292
	(7) 小 計	129,985	121,404	127,570	129,040	115,126
	(8) 旅 費	174	221	292	410	410
	(9) 賃 金	3,786	3,643	4,743	4,164	4,213
	(10) そ の 他	4,525	16,967	12,360	5,660	5,981
	(11) 小 計	8,485	20,831	17,395	10,234	10,604
その他	(12) そ の 他	—	—	—	—	—
	合 計	(13)	138,470	142,235	144,965	139,274
道 税 徵 収 委 託 金	(14) 納 稅 義 務 割 者 数 割	48,387	49,125	48,750	48,870	48,816
	(15) 納 稅 実 績 割	27	45	17	17	2
	(16) そ の 他	2,831	3,606	1,869	1,939	1,508
	(17) 合 計	51,245	52,776	50,636	50,826	50,326
(13) - (17)	(18)	87,225	89,459	94,329	88,448	75,404
税収入額に対する徴稅費の割合	(13) ÷ (3)	3.0	3.0	3.1	2.8	2.6
	(18) ÷ (1)	2.3	2.3	2.5	2.2	1.9
徴稅職員数	吏 員 発 令 数	24	22	22	22	22

※ 「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」及び「地方財政状況調査(決算統計)」による。

## 7 市民の市税負担額

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区 分						
人 口 (人)		35,330	34,871	34,579	34,083	33,656
世 帯 数 (世帯)		17,885	17,828	17,920	17,871	17,831
個 人 市 民 税	税 額 (千円)	1,370,422	1,416,004	1,395,246	1,405,652	1,414,720
	1人当たり負担額 (円)	38,789	40,607	40,350	41,242	42,035
	前 年 比 (%)	101.3	104.7	99.4	102.2	101.9
	1世帯当たり負担額 (円)	76,624	79,426	77,860	78,655	79,340
	前 年 比 (%)	100.5	103.7	98.0	101.0	100.9
固 定 資 産 税	税 額 (千円)	1,614,729	1,611,386	1,611,299	1,675,741	1,676,918
	1人当たり負担額 (円)	45,704	46,210	46,598	49,166	49,825
	前 年 比 (%)	98.4	101.1	100.8	105.5	101.3
	1世帯当たり負担額 (円)	90,284	90,385	89,916	93,769	94,045
	前 年 比 (%)	97.6	100.1	99.5	104.3	100.3
そ の 他 の 市 税	税 額 (千円)	799,396	817,191	804,800	917,831	898,069
	1人当たり負担額 (円)	22,627	23,435	23,274	26,929	26,684
	前 年 比 (%)	95.4	103.6	99.3	115.7	99.1
	1世帯当たり負担額 (円)	44,696	45,838	44,911	51,359	50,366
	前 年 比 (%)	94.7	102.6	98.0	114.4	98.1
市 税 合 計	税 額 (千円)	3,784,547	3,844,581	3,811,345	3,999,224	3,989,705
	1人当たり負担額 (円)	107,120	110,252	110,221	117,338	118,544
	前 年 比 (%)	98.8	102.9	100.0	106.5	101.0
	1世帯当たり負担額 (円)	211,605	215,648	212,687	223,783	223,751
	前 年 比 (%)	98.0	101.9	98.6	105.2	100.0

※人口・世帯数は各年度の3月31日現在

※税額は現年課税分調定額

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

## 8 市税の減免状況

(単位：人・千円)

税目区分・根拠規定			年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
市 民 税	個人	第51条第1項 第1号 (生保減免)	申請数	5	4	4	5	2		
			減免額	247	47	166	144	102		
	法人	第51条第1項 第4号(公益)・ 第5号(非収益)	申請数	9	8	8	8	8		
			減免額	495	480	480	480	480		
	小 計		申請数	14	12	12	13	10		
			減免額	742	527	646	624	582		
	構 成 比		(%)	16.0	11.4	13.0	13.4	12.3		
	固定資産税 及び 都市計画税	第71条第1項 第1号(生保減免)	申請数	24	27	24	29	30		
			減免額	324	426	354	395	433		
		第71条第1項 第2号(公益減免)	申請数	1	1	1	1	1		
			減免額	1,778	1,778	1,778	1,795	1,795		
	第71条第1項 第3号(災害減免)		申請数	5		1				
			減免額	80		226				
	第71条第1項 第4号(特別減免)		申請数	2	2	2	2	2		
			減免額	531	531	531	519	519		
	小 計		申請数	32	30	28	32	33		
			減免額	2,713	2,735	2,889	2,709	2,747		
	構 成 比		(%)	58.7	59.4	58.2	58.0	57.9		
軽自動車税	第90条第1項 第1号(身障等減免)	申請数	177	176	175	165	166			
		減免額	1,169	1,344	1,431	1,339	1,416			
	構 成 比		(%)	25.3	29.2	28.8	28.7	29.8		
市 稅 合 計			申請数	223	218	215	210	209		
			減免額	4,624	4,606	4,966	4,672	4,745		
前 年 比			(%)	107.6	99.6	107.8	94.1	101.6		

## 9 電子申告等の状況

年 度		平成 27 年度				平成 28 年度					
		電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計		
個人市民税	給与支払報告書の提出受理数	件 数	3,920	1,291	18,515	23,726	4,945	1,485	14,389	20,819	
		利用率	16.5	5.5	78.0	100.0	23.8	7.1	69.1	100.0	
		前年比	113.4	86.5	119.6	116.2	126.1	115.0	77.7	87.7	
法人市民税	公的年金等支払報告書の提出受理数	件 数	17,579		110	17,689	17,805		37	17,842	
		利用率	99.4	—	0.6	100.0	99.8	—	0.2	100.0	
		前年比	102.8	—	23.7	100.7	101.3	—	33.6	100.9	
固定資産税	申告受理数	件 数	501		505	1,006	661		446	1,107	
		利用率	49.8	—	50.2	100.0	59.7	—	40.3	100.0	
		前年比	360.4	—	58.3	100.1	131.9	—	88.3	110.0	
	償却資産申告受理数	件 数	160		1,247	1,407	290		1,123	1,413	
		利用率	11.4	—	88.6	100.0	20.5	—	79.5	100.0	
		前年比	136.8	—	86.1	89.9	181.3	—	90.1	100.4	
合 計		件 数	22,160	1,291	20,377	43,828	23,701	1,485	15,995	41,181	
		eLTAX利用率	50.6	2.9	46.5	100.0	57.6	3.6	38.8	100.0	
		前年比	106.4	86.5	111.6	108.0	107.0	115.0	78.5	94.0	

※電子申告等には eLTAX（地方税ポータルシステム）利用による電子申告及び電子的提出を含む。

(単位：件・%)

平成 29 年度				平成 30 年度				令和 元 年度			
電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計	電子申告等	光ディスク等	その他紙媒体	計
5,698	1,415	13,858	20,971	5,480	1,296	14,933	21,709	5,992	1,231	12,943	20,166
27.2	6.7	66.1	100.0	25.2	6.0	68.8	100.0	29.7	6.1	64.2	100.0
115.2	95.3	96.3	100.7	96.2	91.6	107.8	103.5	109.3	95.0	86.7	92.9
17,998		10	18,008	18,595		7	18,602	17,786		15	17,801
99.9	—	0.1	100.0	100.0	—		100.0	99.9	—	0.1	100.0
101.1	—	27.0	100.9	103.3	—	70.0	103.3	95.6	—	214.3	95.7
697	—	396	1,093	746	—	333	1,079	734	—	341	1,075
63.8		36.2	100.0	69.1		30.9	100.0	68.3		31.7	100.0
105.4	—	88.8	98.7	107.0	—	84.1	98.7	98.4	—	102.4	99.6
334		1,077	1,411	359		995	1,354	388		1,026	1,414
23.7	—	76.3	100.0	26.5	—	73.5	100.0	27.4	—	72.6	100.0
115.2	—	95.9	99.9	107.5	—	92.4	96.0	108.1	—	103.1	104.4
24,727	1,415	15,341	41,483	25,180	1,296	16,268	42,744	24,900	1,231	14,325	40,456
59.6	3.4	37.0	100.0	58.9	3.0	38.1	100.0	61.5	3.0	35.4	99.9
104.3	95.3	95.9	100.7	101.8	91.6	106.0	103.0	98.9	95.0	88.1	94.6

## **IV 市民税**

- 1 個人市民税の納稅義務者
- 2 個人市民税の所得階層別納稅義務者
- 3 個人市民税調定額（当初調定）
- 4 個人住民税の給与所得者に係る特別徵収実施率等
- 5 個人市民税調定額（現年課税分）の推移
- 6 個人市民税所得割の課税状況
- 7 法人市民税調定額（現年課税分）の推移
- 8 年度別法人数

## 1 個人市民税の納稅義務者

(単位：人)

年 度 区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
均を 等納 割め のる み者	給 与 所 得 者	941	915	879	838	821
	営 業 等 所 得 者	96	90	95	87	92
	農 業 所 得 者	33	41	47	51	42
	その他の所得者	827	831	840	874	906
	小 計	1,897	1,877	1,861	1,850	1,861
均割 等を 割納 とめ 所る 得者	給 与 所 得 者	11,283	11,258	11,331	11,385	11,476
	営 業 等 所 得 者	426	432	404	376	368
	農 業 所 得 者	190	156	142	145	136
	その他の所得者	2,557	2,529	2,515	2,524	2,431
	小 計	14,456	14,375	14,392	14,430	14,411
合 計	給 与 所 得 者	12,224	12,173	12,210	12,223	12,297
	営 業 等 所 得 者	522	522	499	463	460
	農 業 所 得 者	223	197	189	196	178
	その他の所得者	3,384	3,360	3,355	3,398	3,337
	合 計	16,353	16,252	16,253	16,280	16,272

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。

## 2 個人市民税の所得階層別納稅義務者

(単位：人)

年 度 課税標準額		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
10万円以下の金額		807	779	765	789	701
10万円を超える 100万円以下		6,018	5,878	5,797	5,734	5,652
100万円を超える 200万円以下		4,010	4,058	4,069	4,085	4,189
200万円を超える 300万円以下		1,818	1,843	1,944	1,946	1,993
300万円を超える 400万円以下		1,047	1,066	1,095	1,117	1,118
400万円を超える 550万円以下		405	417	417	470	464
550万円を超える 700万円以下		107	91	90	75	94
700万円を超える 1000万円以下		109	116	84	88	69
1000万円を超える金額		135	127	131	126	131
計		14,456	14,375	14,392	14,430	14,411

※※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。(均等割を除く)

### 3 個人市民税調定額(当初調定)

(単位：千円)

区分		令和元年度	令和2年度	比較増減
特別徴収	均等割	33,590	33,680	90
	所得割	1,024,473	1,044,747	20,274
	計	1,058,063	1,078,427	20,364
普通徴収	均等割	23,418	23,310	△ 108
	所得割	320,683	308,938	△ 11,745
	計	344,101	332,248	△ 11,853
合計	均等割	57,008	56,990	△ 18
	所得割	1,345,156	1,353,685	8,529
	計	1,402,164	1,410,675	8,511

※当初賦課台帳による。

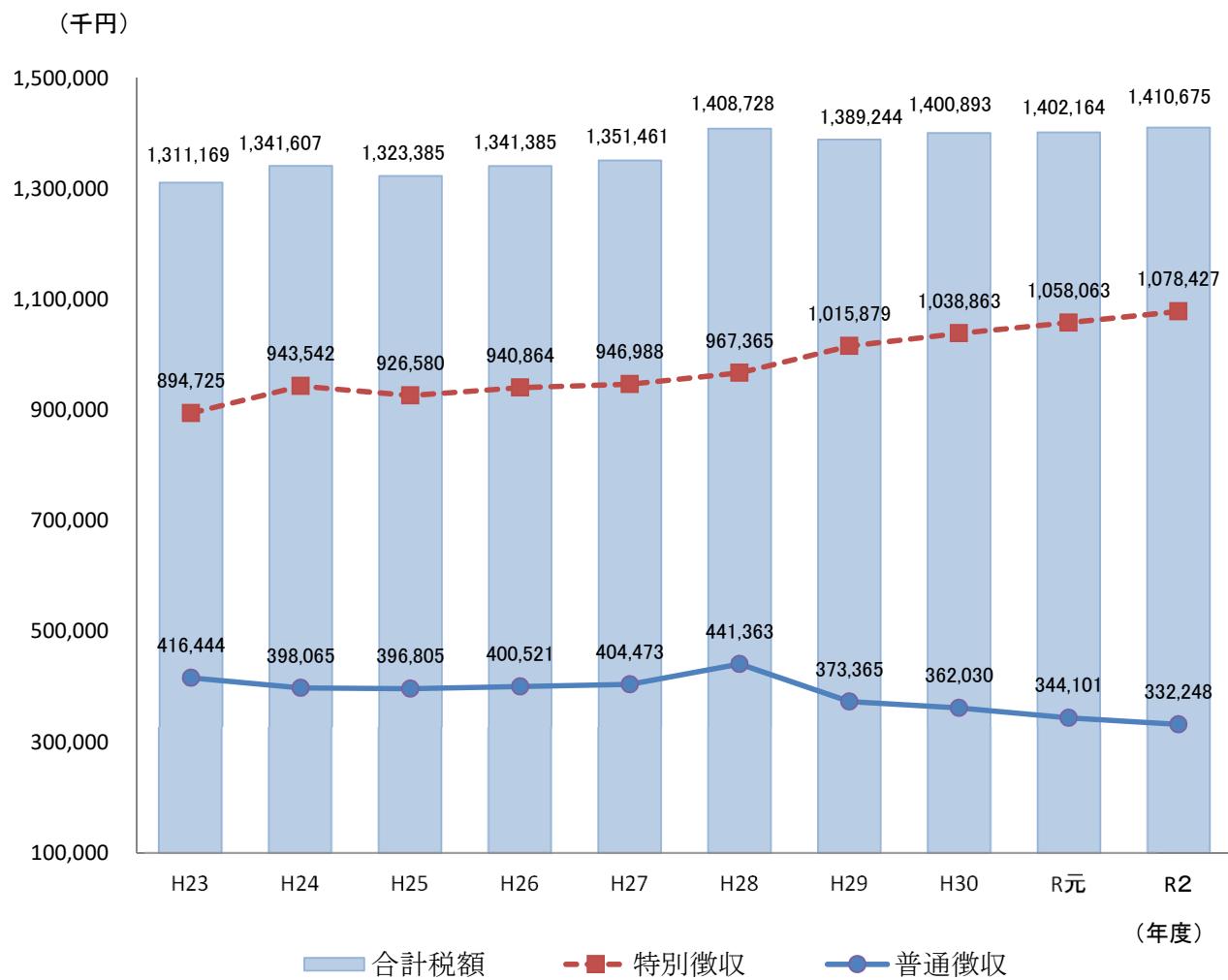
### 4 個人市民税の給与所得者に係る特別徴収実施率等

(単位：人・%)

区分 年度	給与所得のある 納税義務者	給与から特別徴収 した納税義務者	特別徴収 実施率	特別徴収 義務者
平成28年度	12,224	8,648	70.7%	1,212
平成29年度	12,173	9,361	76.9%	1,338
平成30年度	12,210	9,523	78.0%	1,372
令和元年度	12,223	9,699	79.4%	1,389
令和2年度	12,297	9,683	78.7%	1,386

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。

## 5 個人市民税調定額（現年課税分）の推移



年度区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計税額	1,408,728	1,389,244	1,400,893	1,402,164	1,410,675
うち特別徴収	967,365	1,015,879	1,038,863	1,058,063	1,078,427
うち普通徴収	441,363	373,365	362,030	344,101	332,248

※当初調定による。

## 6 個人市民税所得割の課税状況

### (1) 所得割の税額等

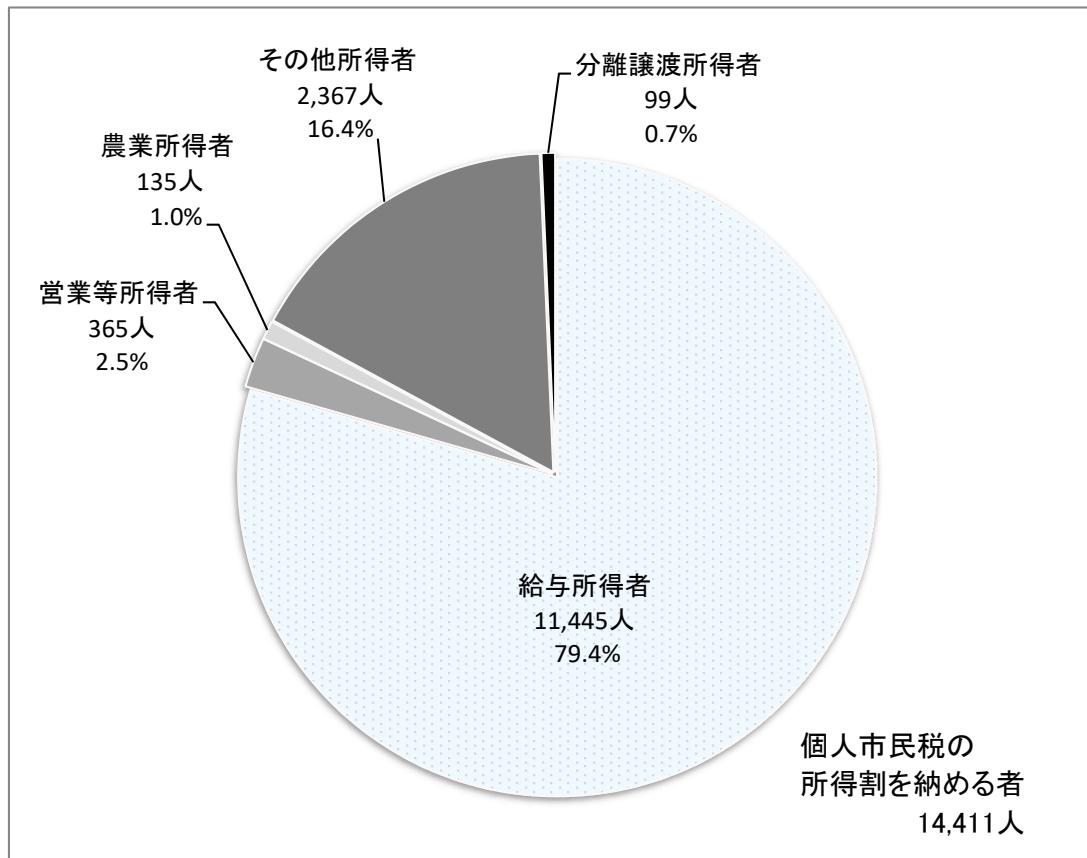
(単位：人・千円・%)

所得区分	年度	納税義務者数	総所得金額	課税標準額	所得割額	1人当たり 総所得金額	1人当たり 税額
給与所得者	H28	11,255	30,657,102	18,699,003	1,082,741	2,724	96
	H29	11,242	31,125,296	19,040,151	1,097,979	2,769	98
	H30	11,299	31,593,550	19,337,443	1,112,356	2,796	98
	R元	11,359	32,214,492	19,730,089	1,129,955	2,836	99
	R2	11,445	32,730,510	20,101,129	1,148,815	2,860	100
営業等所得者	H28	425	1,710,490	1,225,953	72,156	4,025	170
	H29	430	1,502,816	1,023,347	60,073	3,495	140
	H30	398	1,460,308	1,007,451	58,760	3,669	148
	R元	371	1,144,862	732,946	42,291	3,086	114
	R2	365	1,149,311	747,048	43,184	3,149	118
農業所得者	H28	189	988,433	677,899	40,096	5,230	212
	H29	154	871,701	588,689	34,920	5,660	227
	H30	141	663,560	417,040	24,552	4,706	174
	R元	144	668,498	420,742	24,815	4,642	172
	R2	135	597,972	364,092	21,320	4,429	158
その他所得者	H28	2,494	4,284,179	2,061,734	115,715	1,718	46
	H29	2,479	4,202,121	2,016,472	112,170	1,695	45
	H30	2,418	4,002,621	1,880,166	104,849	1,655	43
	R元	2,462	4,079,849	1,914,924	107,280	1,657	44
	R2	2,367	3,925,074	1,855,637	103,781	1,658	44
分離譲渡所得者	H28	93	449,367	1,079,658	40,862	4,832	439
	H29	70	382,881	648,697	27,483	5,470	393
	H30	136	495,682	999,090	38,887	3,645	286
	R元	94	404,585	950,131	35,655	4,304	379
	R2	99	410,673	798,907	31,928	4,148	323
計	H28	14,456	38,089,571	23,744,247	1,351,570	2,635	93
	H29	14,375	38,084,815	23,317,356	1,332,625	2,649	93
	H30	14,392	38,215,721	23,641,190	1,339,404	2,655	93
	R元	14,430	38,512,286	23,748,832	1,339,996	2,669	93
	R2	14,411	38,813,540	23,866,813	1,349,028	2,693	94

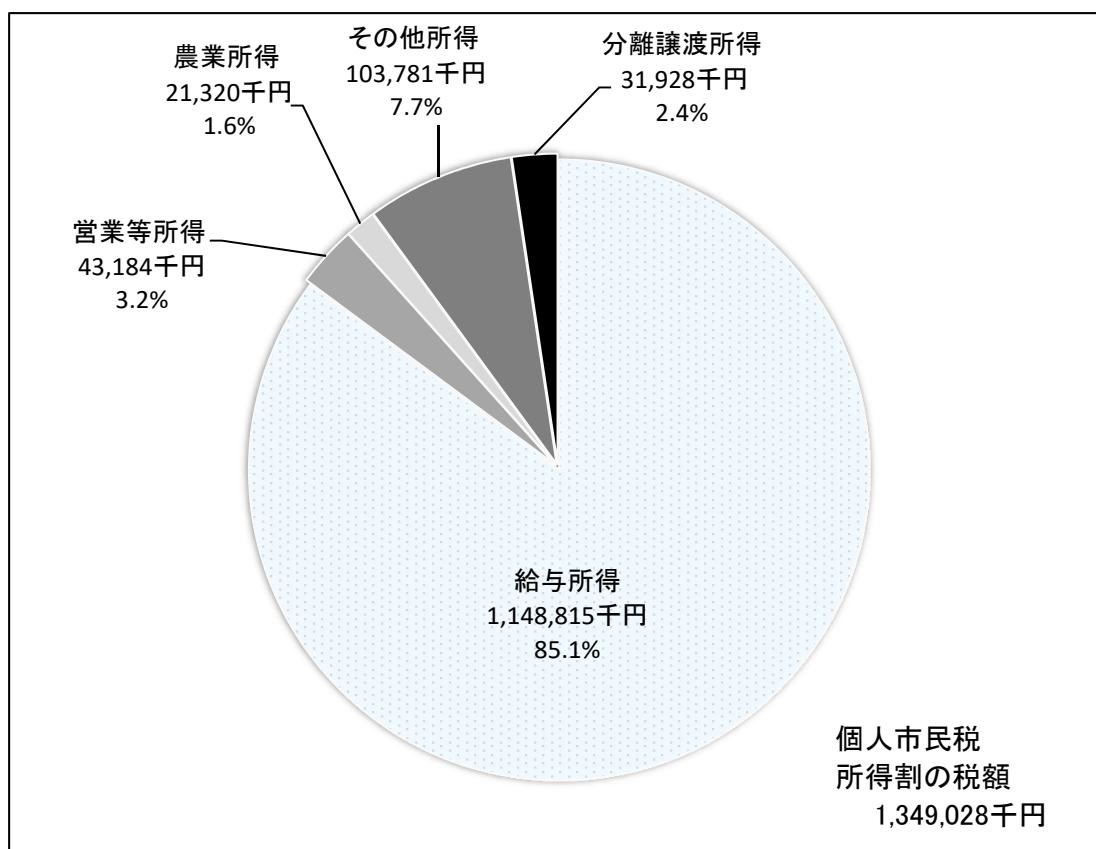
※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。(均等割を除く)

※分離譲渡所得者の総所得金額には分離譲渡に係る所得金額等を含む。

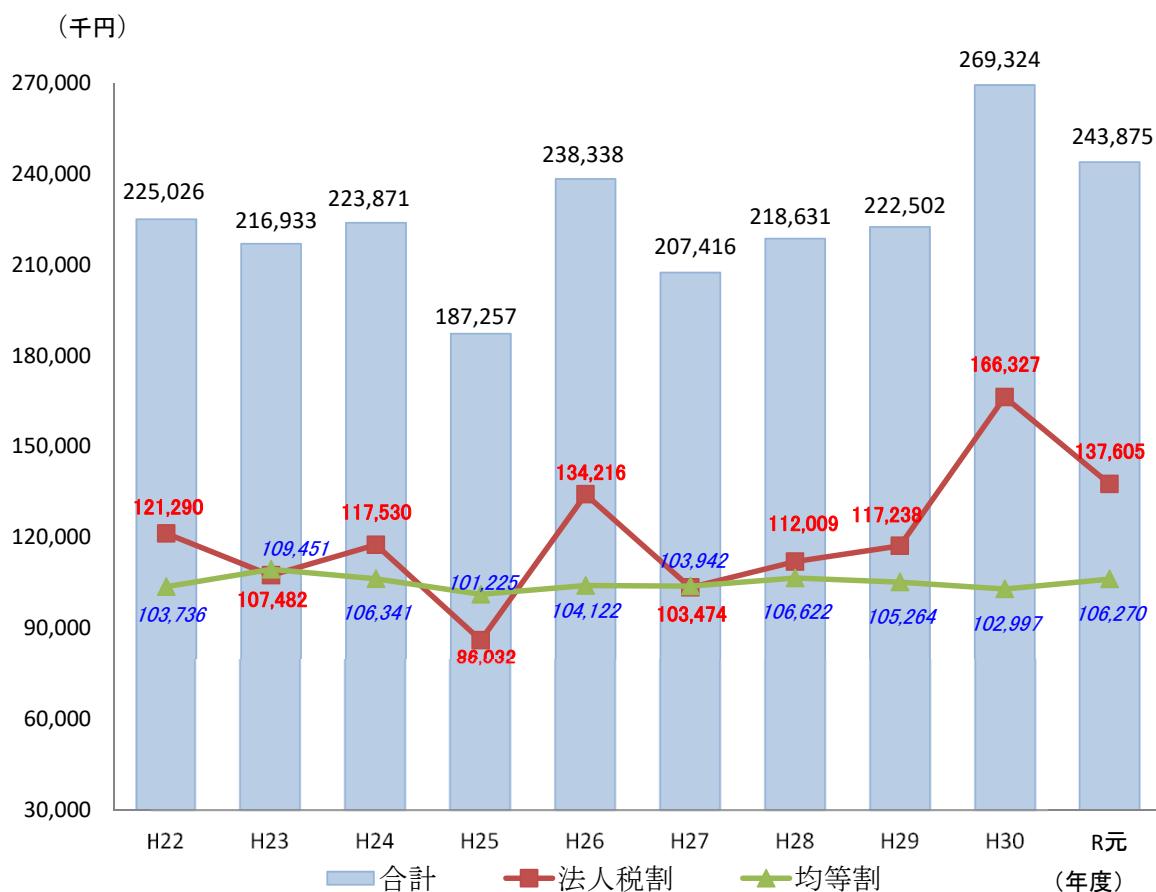
## (2) 令和2年度 所得区分による納税義務者の割合



## (3) 令和2年度 所得区分による所得割税額の割合



## 7 法人市民税調定額（現年課税分）の推移



年度区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
均 等 割	103,942	106,622	105,264	102,997	106,270
法人税割	103,474	112,009	117,238	166,327	137,605
合 計	207,416	218,631	222,502	269,324	243,875

※調定実績による。

## 8 年度別法人数

年度	区分	法人数	本・支店別		法 人 均 等 割 别								
			本店数	支店数	9号	8号	7号	6号	5号	4号	3号	2号	1号
H27		738	540	198	6	3	36	3	32	3	122	1	532
H28		753	547	206	6	3	39	3	33	3	126	1	539
H29		734	540	194	6	3	37	3	35	2	126	1	521
H30		735	546	189	5	4	36	3	35	2	121	1	528
R元		725	539	186	6	4	36	3	34	2	118	1	521

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。

## V 固定資産税・都市計画税

- 1 固定資産の所有者
- 2 固定資産税・都市計画税の納税義務者
- 3 固定資産税の評価額
- 4 固定資産税の課税標準額・調定額
- 5 固定資産税調定額（現年課税分）の推移
- 6 都市計画税調定額（現年課税分）の推移
- 7 土地の概要
- 8 家屋の概要
- 9 新増築家屋の状況
- 10 滅失家屋の状況
- 11 償却資産種類別評価額の状況
- 12 国有資産等所在市町村交付金の状況

## 1 固定資産の所有者

(単位：人)

年度区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
土地	29,882	29,874	29,827	29,826	29,804
家屋	12,332	12,358	12,340	12,357	12,365
償却資産	1,433	1,429	1,416	1,385	1,383

※「固定資産概要調書」による。

## 2 固定資産税・都市計画税の納税義務者

(単位：人)

年度区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
固定資産税	14,260	14,274	14,197	14,198	14,179
都市計画税	10,202	10,195	10,168	10,166	10,142

※当初調定による。

## 3 固定資産税の評価額

(単位：千円・筆・棟)

年 度 区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
土地	評価額	81,325,378	81,326,309	79,200,335	79,024,899	78,902,812
	筆数	77,848	78,023	78,094	78,185	78,228
家屋	評価額	59,988,701	60,716,440	58,506,093	59,430,091	60,127,967
	棟数	21,251	21,231	21,089	21,091	21,057
償却資産	評価額	28,015,892	27,502,854	34,874,606	37,574,492	36,228,828
合 計	評価額	169,329,971	169,545,603	172,581,034	176,029,482	175,259,607

※「固定資産概要調書」による。評価額は免税点未満を含む。

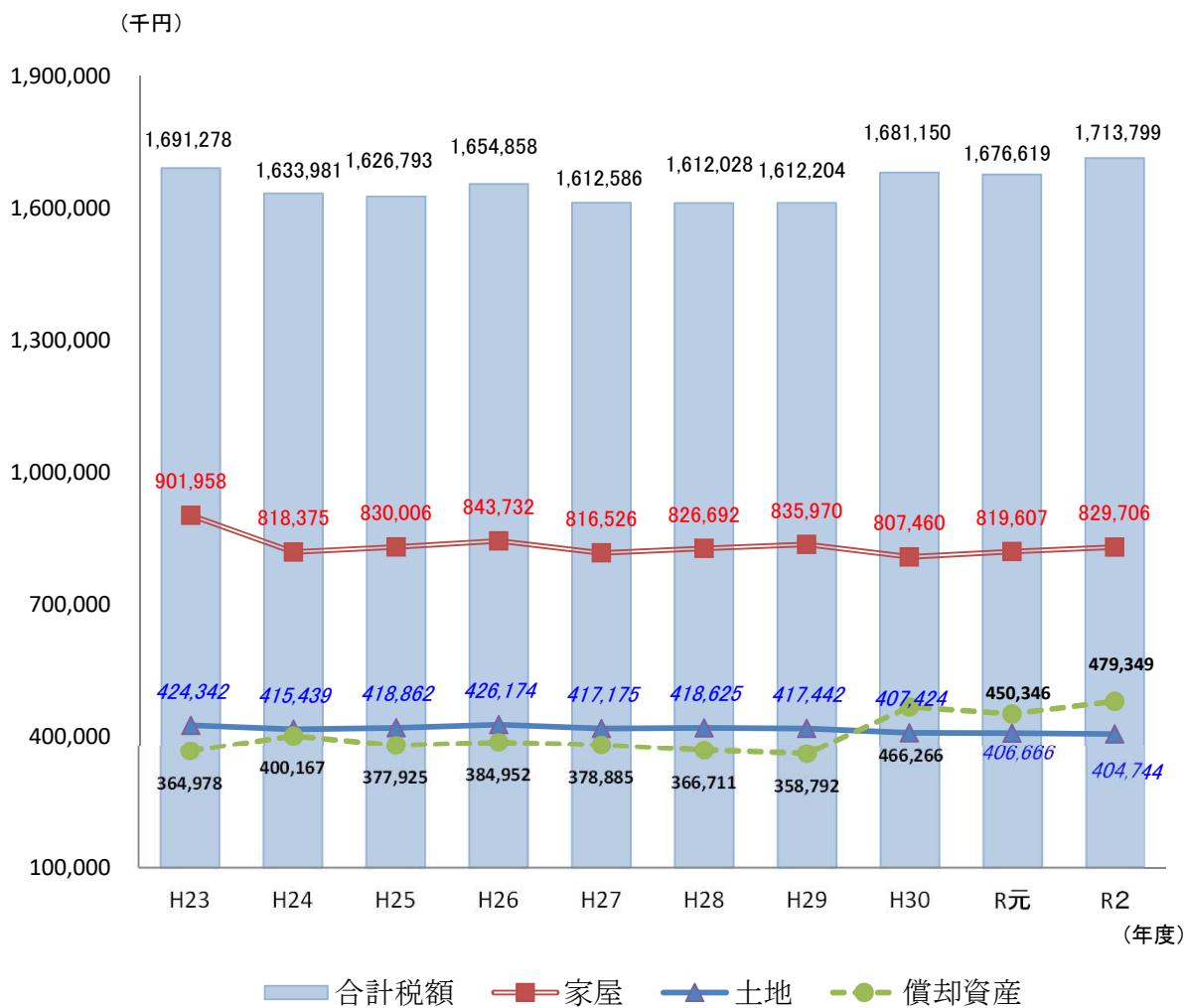
## 4 固定資産税の課税標準額・調定額

(単位：千円)

年 度 区 分	令和元年度（当初）		令和2年度（当初）		比 較 増 減	
	課税標準額	調 定 額	課税標準額	調 定 額	課税標準額	調 定 額
純固定資産税	土地	29,343,945	406,666	29,208,837	404,744	△ 135,108 △ 1,922
	家屋	59,130,858	819,607	59,866,183	829,706	735,325 10,099
	償却資産	32,495,629	450,346	34,592,732	479,349	2,097,103 29,003
	計	120,970,432	1,676,619	123,667,752	1,713,799	2,697,320 37,180
国有資産等所在市交付金		1,135,136	15,892	1,162,665	16,277	27,529 385
小 計		122,105,568	1,692,511	124,830,417	1,730,076	2,724,849 37,565
都市計画税	土地	35,265,166	105,555	35,166,227	105,261	△ 98,939 △ 294
	家屋	41,288,525	123,584	41,931,645	125,511	643,120 1,927
	計	76,553,691	229,139	77,097,872	230,772	544,181 1,633
合 計		198,659,259	1,921,650	201,928,289	1,960,848	

※当初調定による。

## 5 固定資産税調定額（現年課税分）の推移



年度区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計税額	1,612,028	1,612,204	1,681,150	1,676,619	1,713,799
うち家屋	826,692	835,970	807,460	819,607	829,706
うち土地	418,625	417,442	407,424	406,666	404,744
うち償却資産	366,711	358,792	466,266	450,346	479,349

※当初調定による。

## 6 都市計画税調定額（現年課税分）の推移



年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計税額	155,164	156,333	227,305	229,139	230,772
うち家屋	82,623	83,894	121,574	123,584	125,511
うち土地	72,541	72,439	105,731	105,555	105,261

※当初調定による。

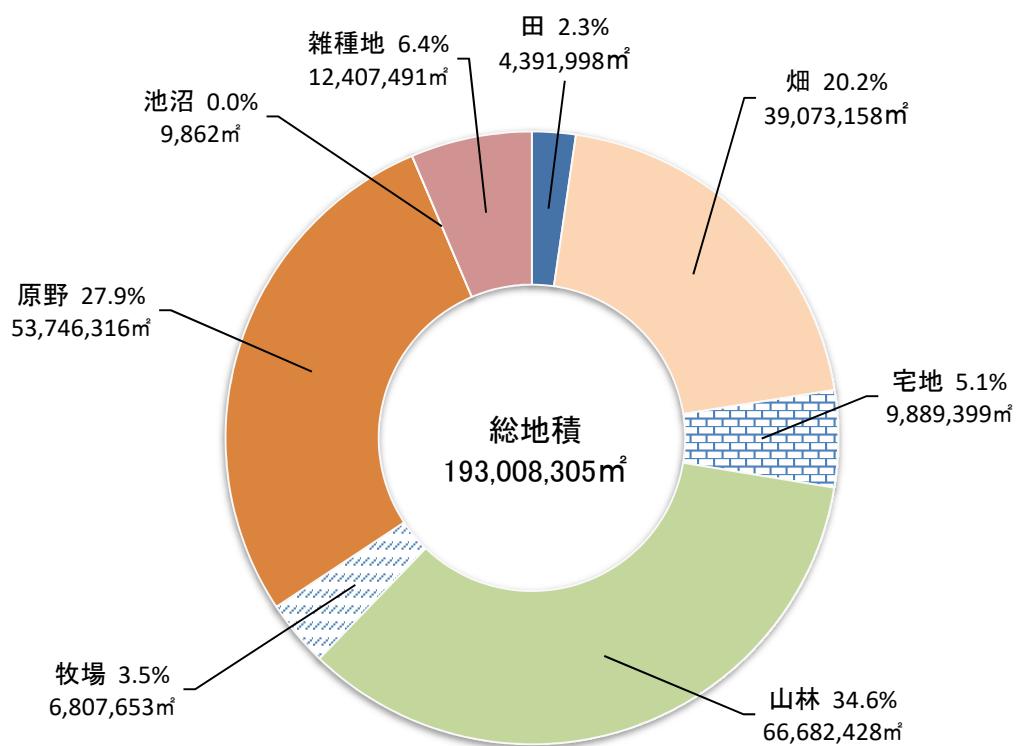
## 7 土地の概要

### (1) 地目別の課税状況

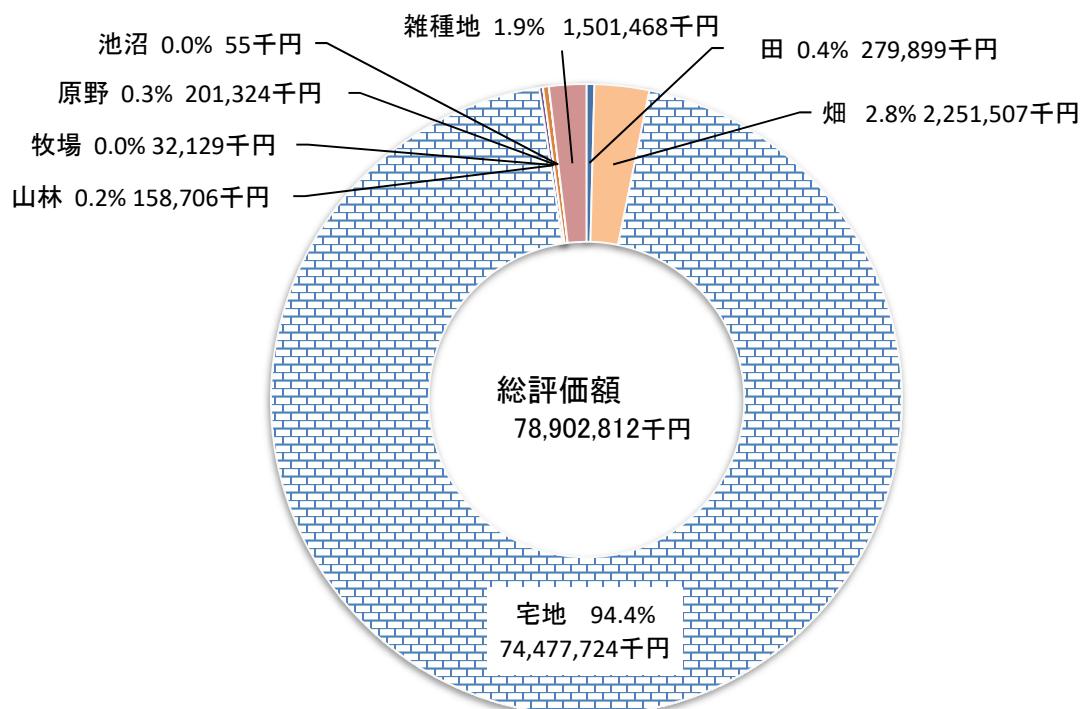
地目	年度	筆数 (筆)	地積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)	課税標準額 (千円)	単位当り価格	
						平均価格 (円/m <sup>2</sup> )	最高価額 (円/m <sup>2</sup> )
田	H28	1,337	4,404,702	297,585	243,643	68	7,182
	H29	1,334	4,394,021	297,107	243,165	68	7,182
	H30	1,329	4,383,358	283,784	238,786	65	5,941
	R元	1,330	4,406,949	284,845	239,847	65	5,941
	R2	1,324	4,391,998	279,899	238,077	64	5,941
畑	H28	6,319	38,579,424	2,629,843	1,347,896	68	20,905
	H29	6,305	38,515,589	2,586,435	1,336,308	67	20,905
	H30	6,330	39,011,900	2,386,796	1,276,619	61	20,732
	R元	6,333	39,215,166	2,256,151	1,238,938	58	20,732
	R2	6,312	39,073,158	2,251,507	1,236,723	58	20,732
宅地	H28	30,938	9,895,475	76,438,118	27,729,671	7,725	38,024
	H29	31,029	9,892,424	76,495,387	27,694,952	7,733	38,024
	H30	31,095	9,919,089	74,748,645	27,092,899	7,536	35,908
	R元	31,219	9,913,589	74,557,330	26,978,101	7,521	35,908
	R2	31,227	9,889,399	74,477,724	26,876,791	7,531	35,908
山林	H28	7,875	67,369,317	161,286	160,846	2	7
	H29	7,862	67,019,811	159,960	159,523	2	7
	H30	7,860	66,740,293	158,864	158,430	2	7
	R元	7,816	66,695,847	158,728	158,298	2	7
	R2	7,806	66,682,428	158,706	158,276	2	7
牧場	H28	369	7,325,068	38,000	37,873	5	34
	H29	376	7,321,438	38,047	37,953	5	34
	H30	340	7,058,510	36,508	36,443	5	34
	R元	321	6,807,653	32,127	32,109	5	34
	R2	321	6,807,653	32,129	32,129	5	34
原野	H28	23,540	54,042,353	237,309	198,654	4	8,089
	H29	23,486	53,900,249	212,586	183,270	4	6,629
	H30	23,475	53,825,639	200,318	174,653	4	6,629
	R元	23,453	53,741,909	200,082	174,417	4	6,629
	R2	23,440	53,746,316	201,324	175,267	4	6,629
池沼	H28	18	9,862	55	55	6	11
	H29	18	9,862	55	55	6	11
	H30	18	9,862	55	55	6	11
	R元	18	9,862	55	55	6	11
	R2	18	9,862	55	55	6	11
雑種地	H28	7,452	12,148,750	1,523,182	936,308	125	16,150
	H29	7,613	12,092,371	1,536,732	946,491	127	16,150
	H30	7,647	12,168,259	1,385,365	852,598	114	15,930
	R元	7,695	12,234,159	1,535,581	953,406	126	13,930
	R2	7,780	12,407,491	1,501,468	937,714	121	13,930
合計	H28	77,848	193,774,951	81,325,378	30,654,946	420	
	H29	78,023	193,145,765	81,326,309	30,601,717	421	
	H30	78,094	193,116,910	79,200,335	29,830,483	410	
	R元	78,185	193,025,134	79,024,899	29,775,171	409	
	R2	78,228	193,008,305	78,902,812	29,655,032	409	

※「固定資産概要調書」による。免税点未満を含む。

(2) 令和2年度 地積の地目別割合



(3) 令和2年度 評価額の地目別割合



## 8 家屋の概要

### (1) 木造家屋の用途別課税状況

用途	年度	棟数 (棟)	床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)	平均価格 (円/m <sup>2</sup> )	平均床面積 (m <sup>2</sup> /棟)
専用住宅	H28	11,271	1,313,030	24,926,824	18,984	117
	H29	11,295	1,317,090	25,405,755	19,289	117
	H30	11,270	1,316,144	24,469,254	18,592	117
	R元	11,318	1,323,763	25,166,030	19,011	117
	R2	11,332	1,326,541	25,663,304	19,346	117
共同住宅	H28	406	109,206	2,876,876	26,344	269
	H29	414	112,255	3,037,375	27,058	271
	H30	420	114,416	2,940,627	25,701	272
	R元	426	116,954	3,081,017	26,344	275
	R2	432	119,533	3,230,122	27,023	277
併用住宅	H28	487	87,606	1,245,233	14,214	180
	H29	486	87,414	1,249,787	14,297	180
	H30	485	87,225	1,221,013	13,998	180
	R元	486	87,182	1,236,482	14,183	179
	R2	484	86,963	1,240,257	14,262	180
事務所・店舗 ・銀行	H28	219	29,188	538,928	18,464	133
	H29	219	29,569	559,602	18,925	135
	H30	219	29,552	529,242	17,909	135
	R元	222	30,462	564,234	18,523	137
	R2	222	30,369	566,164	18,643	137
病院・劇場	H28	14	3,373	61,863	18,341	241
	H29	15	3,717	78,911	21,230	248
	H30	14	3,035	62,412	20,564	217
	R元	15	3,212	71,241	22,180	214
	R2	15	3,368	78,566	23,327	225
工場・倉庫	H28	518	75,346	331,166	4,395	146
	H29	518	75,460	343,590	4,553	146
	H30	504	74,066	304,835	4,116	147
	R元	499	72,502	300,597	4,146	145
	R2	496	72,364	301,043	4,160	146
旅館・ホテル	H28	15	6,590	75,562	11,466	439
	H29	15	6,590	75,562	11,466	439
	H30	15	6,590	74,279	11,271	439
	R元	15	6,590	74,279	11,271	439
	R2	15	6,590	74,279	11,271	439
附属家	H28	3,977	266,091	801,503	3,012	67
	H29	3,922	264,029	800,754	3,033	67
	H30	3,857	261,278	779,845	2,985	68
	R元	3,821	259,325	780,209	3,009	68
	R2	3,790	258,209	782,140	3,029	68
小計	H28	16,907	1,890,430	30,857,955	16,323	112
	H29	16,884	1,896,124	31,551,336	16,640	112
	H30	16,784	1,892,306	30,381,507	16,055	113
	R元	16,802	1,899,990	31,274,089	16,460	113
	R2	16,786	1,903,937	31,935,875	16,774	113

\* 「固定資産概要調書」による。免税点未満を含む。

(2) 非木造家屋の用途別課税状況

用途	年度	棟数 (棟)	床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)	平均価格 (円/m <sup>2</sup> )	平均床面積 (m <sup>2</sup> /棟)
事務所・店舗 ・銀行	H28	336	180,397	9,133,739	50,631	537
	H29	338	180,595	9,217,488	51,040	534
	H30	337	180,311	8,906,745	49,397	535
	R元	339	180,154	8,964,244	49,759	531
	R2	338	179,224	8,935,023	49,854	530
住宅・アパート	H28	681	142,700	5,921,524	41,496	210
	H29	682	142,757	5,932,093	41,554	209
	H30	663	140,928	5,746,969	40,779	213
	R元	661	140,500	5,774,098	41,097	213
	R2	659	140,085	5,757,134	41,097	213
工場・倉庫 ・市場	H28	2,359	303,569	3,680,181	12,123	129
	H29	2,367	299,709	3,624,894	12,095	127
	H30	2,363	297,233	3,383,855	11,385	126
	R元	2,361	297,279	3,400,579	11,439	126
	R2	2,358	296,022	3,469,460	11,720	126
病院・ホテル	H28	29	95,749	8,227,598	85,929	3,302
	H29	29	95,749	8,227,598	85,929	3,302
	H30	29	95,749	8,028,497	83,849	3,302
	R元	29	95,749	8,028,497	83,849	3,302
	R2	29	95,749	8,028,497	83,849	3,302
その他建物	H28	939	108,354	2,167,704	20,006	115
	H29	931	107,839	2,163,031	20,058	116
	H30	913	107,564	2,058,520	19,138	118
	R元	899	104,661	1,988,584	19,000	116
	R2	887	102,353	2,001,978	19,560	115
小計	H28	4,344	830,769	29,130,746	35,065	191
	H29	4,347	826,649	29,165,104	35,281	190
	H30	4,305	821,785	28,124,586	34,224	191
	R元	4,289	818,343	28,156,002	34,406	191
	R2	4,271	813,433	28,192,092	34,658	191

※「固定資産概要調書」による。免税点未満を含む。

(3) 木造・非木造家屋の用途別課税状況の合計

区分	年度	棟数 (棟)	床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)	平均価格 (円/m <sup>2</sup> )	平均床面積 (m <sup>2</sup> /棟)
家屋合計	H28	21,251	2,721,199	59,988,701	22,045	128
	H29	21,231	2,722,773	60,716,440	22,299	128
	H30	21,089	2,714,091	58,506,093	21,556	129
	R元	21,091	2,718,333	59,430,091	21,863	129
	R2	21,057	2,717,370	60,127,967	22,127	129

※「固定資産概要調書」による。免税点未満を含む。

## 9 新増築家屋の状況

年度 区分	令和元年度			令和2年度		
	棟数 (棟)	床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)	棟数 (棟)	床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)
木造家屋	134	15,835	907,895	94	12,310	713,709
うち住宅	123	14,718	860,369	89	12,067	703,566
木造以外の家屋	20	1,399	110,062	11	1,156	107,692
うち住宅	5	411	39,711	2	234	19,209
合計	154	17,234	1,017,957	105	13,466	821,401
うち住宅	128	15,129	900,080	91	12,301	722,775

※「固定資産概要調書」による。

## 10 滅失家屋の状況

年度 区分	令和元年度			令和2年度		
	棟数 (棟)	床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)	棟数 (棟)	床面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (千円)
木造家屋	141	8,499	56,678	167	9,007	72,069
うち住宅	82	5,373	50,210	123	7,387	66,930
木造以外の家屋	37	5,464	115,043	42	5,174	35,376
うち住宅	6	861	13,403	5	383	6,050
合計	178	13,963	171,721	209	14,181	107,445
うち住宅	88	6,234	63,613	128	7,770	72,980

※「固定資産概要調書」による。

## 11 償却資産種類別評価額の状況

(単位 : 千円)

年度 種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
構築物	2,566,144	2,546,187	2,996,692	3,277,101	3,214,391
機械及び装置	5,794,500	5,555,849	11,441,288	14,486,941	14,469,184
船舶	243,578	225,322	235,876	197,970	144,851
車両及び運搬具	56,639	58,436	56,058	54,902	60,942
工具、器具及び備品	2,023,565	1,993,805	2,010,364	2,041,022	1,935,079
法第389条 関係	大臣配分 知事配分	3,621,560 13,709,906	4,251,996 12,871,259	4,402,483 13,731,845	4,497,087 13,019,469
合計	28,015,892	27,502,854	34,874,606	37,574,492	36,228,828
前年比	96.1	98.2	126.8	107.7	96.4

※「固定資産概要調書」による。

## 12 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位 : 千円)

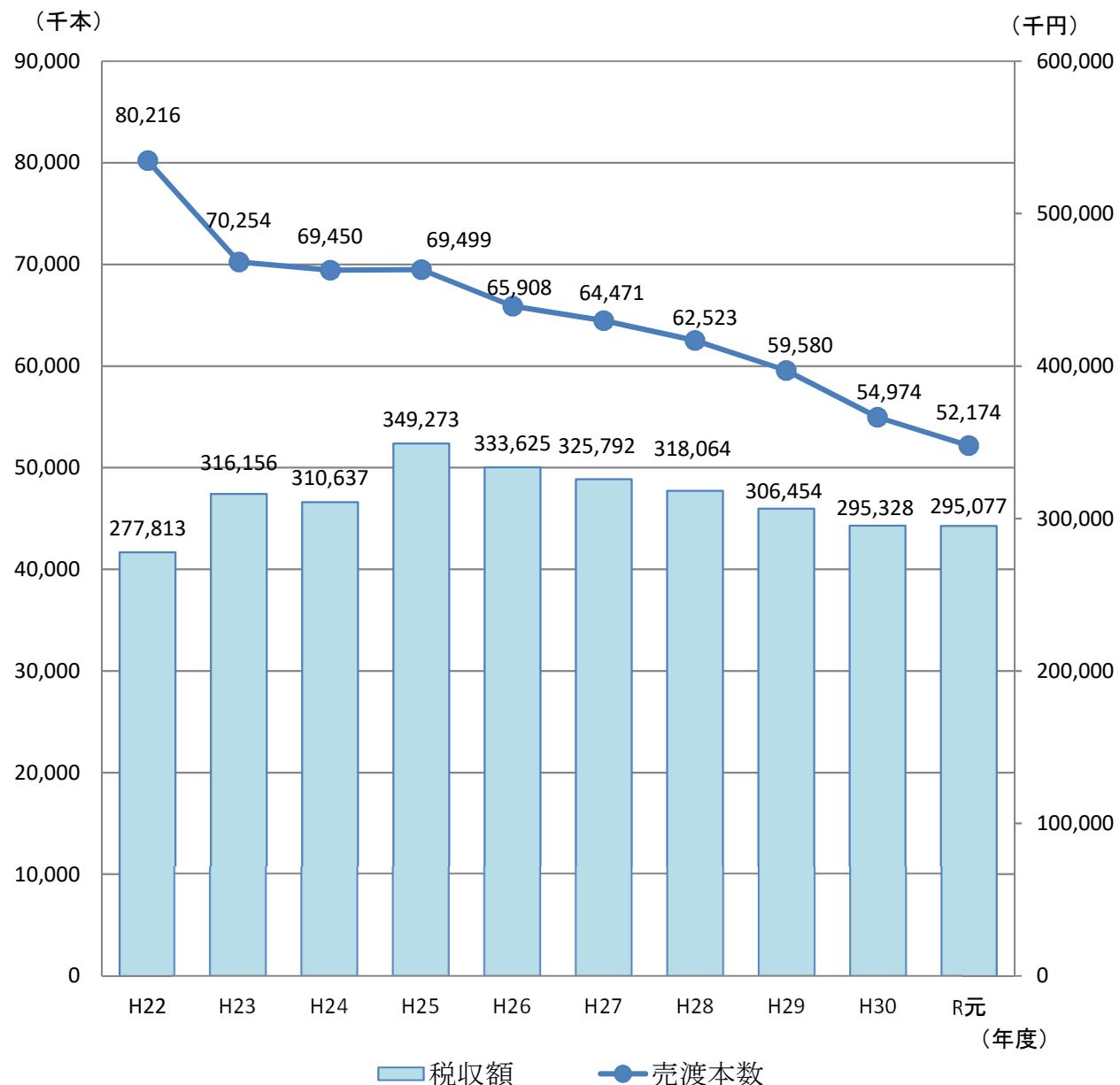
年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国有資産	2,821	2,892	2,873	2,872	2,862
公有資産	15,753	12,553	12,815	13,020	13,415
合計	18,574	15,445	15,688	15,892	16,277
前年比	99.7	83.2	101.6	101.3	102.4

※「固定資産概要調書」による。

## **VI 諸 税**

- 1 市たばこ税
- 2 入湯税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

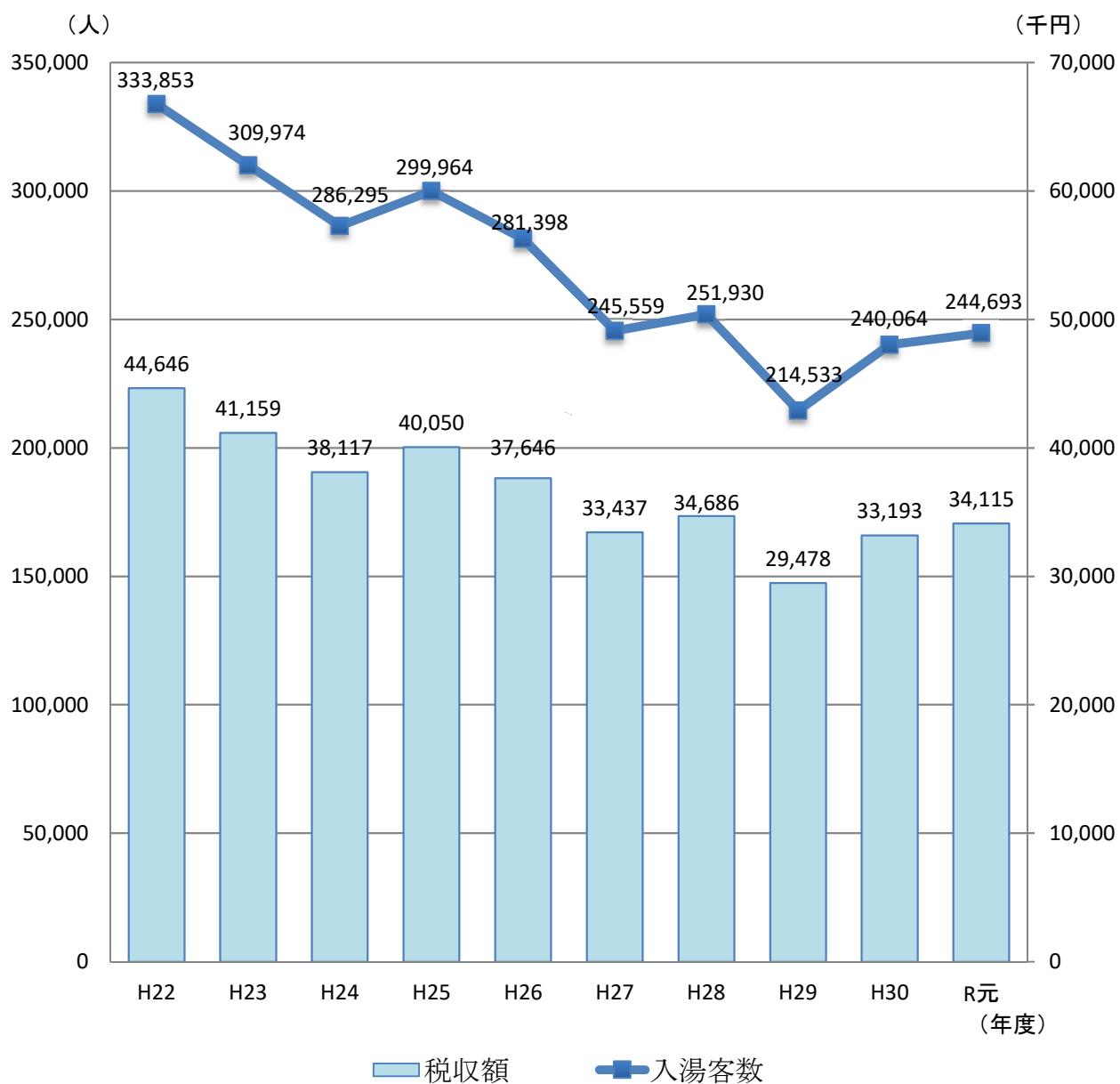
## 1 市たばこ税



区分	(単位：千本・千円)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売渡本数	64,471	62,523	59,580	54,974	52,174
税 収 額	325,792	318,064	306,454	295,328	295,077

※調定実績による。

## 2 入湯税

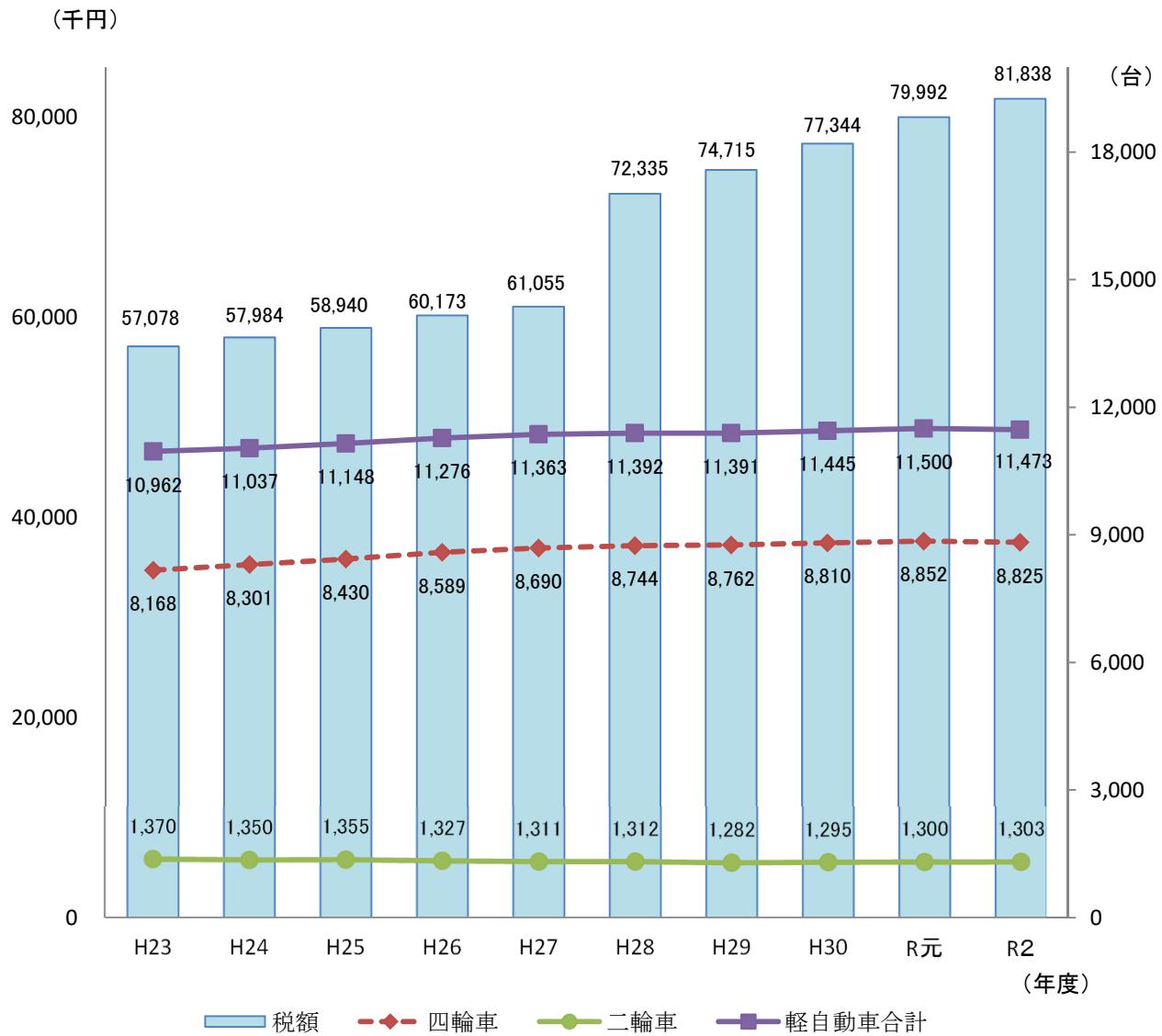


区分	(単位：軒・人・千円)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数	7	5	5	5	5
入湯客数	245,559	251,930	214,533	240,064	244,693
税収額	33,437	34,686	29,478	33,193	34,115

※調定実績による。

### 3 軽自動車税

#### (1) 種別割の調定額及び課税台数の推移



区分	年 度	(単位 : 台・千円)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
税 額		72,335	74,715	77,344	79,992	81,838
軽自動車課税台数		11,392	11,391	11,445	11,500	11,473
うち 四輪車		8,744	8,762	8,810	8,852	8,825
うち 二輪車		1,312	1,282	1,295	1,300	1,303

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。

※ 上記の令和元年度以前の各数値は、令和元年10月1日税制改正前の「軽自動車税」のものである。

(2) 種別割の車種別課税状況

(単位：台・千円・%)

年 度 車 種		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			
		課 税 台 数	調 定 額	構 成 比 (台 数)	課 税 台 数	調 定 額	構 成 比 (台 数)	
原動機付 自 転 車	50cc 以 下	415	830	3.6	391	782	3.4	
	90cc 以 下	47	94	0.4	48	96	0.4	
	90cc 超	105	252	0.9	121	290	1.1	
	ミ ニ カ 一	19	70	0.2	20	74	0.2	
	小 計 (A)	586	1,246		580	1,242		
軽自動車	二 輪 車 (B)	322	1,159	2.8	322	1,159	2.8	
	四 輪 車	乗 用	2	14	0.0	1	8	0.0
		自 家 用	6,681	60,615	58.1	6,692	62,475	58.3
	貨 物 用	營 業 用	56	185	0.5	51	172	0.5
		自 家 用	2,113	10,419	18.4	2,081	10,374	18.1
	小 計 (C)	9,174	72,392		9,147	74,188		
小型特殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	1,129	2,710	9.8	1,124	2,698	9.8	
	そ の 他 の も の	219	1,292	1.9	221	1,304	1.9	
二 輪 の 小 型 自 動 車 (D)		392	2,352	3.4	401	2,406	3.5	
二輪車等の小計(A)+(B)+(D)		1,300	4,757		1,303	4,807		
合 计		11,500	79,992		11,473	81,838		

※「市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)」による。(ボートトレーラは、軽自動車二輪車に含む。)

※ 上記の令和元年度の各数値は、令和元年10月1日税制改正前の「軽自動車税」のものである。

(3) 環境性能割の車種別課税状況

(単位：台・千円・%)

年 度 車 種		令 和 元 年 度			
		課 税 台 数	調 定 額	構 成 比	
軽自動車	四 輪 車	乗 用	0	0	0.0
		自 家 用	8	97	29.6
	貨 物 用	營 業 用	3	66	11.1
		自 家 用	16	299	59.3
	合 计	27	462		

※調定実績による。

#### 4 国民健康保険税

##### (1) 国民健康保険加入状況

(単位：世帯・人・%)

年度 区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
加入世帯数		5,933	5,671	5,452	5,265	5,124
被保険者数	一般	8,884	8,540	8,241	7,972	7,723
	退職	381	208	78	16	0
	合計	9,265	8,748	8,319	7,988	7,723
世帯当たり被保険者数		1.56	1.54	1.53	1.52	1.51
加入割合	世帯	33.2	31.8	30.4	29.5	28.7
	人口	26.2	25.1	24.1	23.4	23.0

※各年度3月31日現在

##### (2) 課税等状況

(単位：円)

年度 区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1世帯 当たり	調定額	141,612	145,458	141,610	144,010	138,453
	収納額	131,979	137,413	134,577	138,257	132,783
1人 当たり	調定額	90,684	94,295	92,807	94,919	91,860
	収納額	84,515	89,080	88,197	91,127	88,098

※各年度3月31日現在

##### (3) 軽減等状況

(単位：世帯)

年度 区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
7割軽減世帯		2,301	2,144	2,126	2,054	1,949
5割軽減世帯		977	948	888	893	883
2割軽減世帯		742	698	685	656	644
計		4,020	3,790	3,699	3,603	3,476
限度額超過世帯		172	191	174	144	106

※「賦課状況等に関する調査」による。(各年度5月31日現在)

##### (4) 国民健康保険特別会計の収支決算状況

(単位：千円)

年度 区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入総額		5,381,388	5,289,570	5,362,028	4,607,947	4,439,310
歳出総額		5,381,388	5,289,570	5,205,659	4,473,982	4,358,546
実質収支額		0	0	156,369	133,965	80,764
一般会計繰入金 (収支不足分)		2,478	43,134	0	0	0

## (5) 税率等の推移

区分 年度	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	課税限度額	納期 回数
	S43年以降は総所得金額の%	固定資産税(土地・家屋)の税額の%	1人につき円	1世帯につき円	円	
S 35	98.00	21.70	252	827	50,000	1
36	158.90	38.59	450	1,476	50,000	3
37	158.65	38.46	454	1,476	50,000	3
38-39	129.68	35.37	454	1,462	50,000	3
40-41	190.00	50.00	600	1,900	50,000	3
42	190.00	50.00	840	2,280	50,000	3
43	1.65	50.00	840	2,280	50,000	3
44	2.50	50.00	1,200	2,640	50,000	3
45-46	2.90	50.00	1,200	2,640	50,000	3
47	2.90	50.00	1,200	2,640	80,000	3
48	4.00	50.00	1,800	3,160	80,000	3
49-50	5.80	50.00	2,700	5,940	120,000	3
51	5.80	50.00	2,700	5,940	150,000	3
52	5.80	50.00	2,700	5,940	170,000	3
53	7.20	50.00	3,540	7,790	190,000	4
54	8.60	55.00	4,830	9,660	220,000	4
55	8.80	53.00	5,660	10,260	240,000	4
56	10.20	61.00	7,710	13,970	260,000	4
57-58	10.20	61.00	7,710	13,970	270,000	4
59	10.20	61.00	7,710	13,970	320,000	4
60	10.20	61.00	7,710	13,970	350,000	4
61-62	10.33	56.02	10,000	15,000	370,000	4
63	10.33	56.02	10,000	15,000	390,000	4
H 元	10.33	56.02	10,000	15,000	400,000	6
2	10.33	56.02	10,000	15,000	420,000	6
3	10.33	56.02	10,000	15,000	440,000	6
4	12.50	55.00	15,300	21,300	460,000	6
5-6	12.50	55.00	15,300	21,300	480,000	8
7-8	12.50	55.00	15,300	21,300	500,000	8
9	12.50	55.00	15,300	21,300	520,000	8
10-11	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	8
12-15	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	8
	1.10	1.40	4,300	4,000	70,000	
16-17	10.00	9.00	24,500	32,000	530,000	10
	1.10	1.40	4,300	4,000	80,000	
18-19	10.00 大9.50	9.00 大55.00	24,500 大13,500	32,000 大31,000	530,000	10
	1.10 大0.80	1.40 大 7.00	4,300 大 3,000	4,000 大 5,300	80,000	
20	8.40 大8.40	7.30 大43.00	21,500 大15,500	27,400 大27,400	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大 2.30	4,600 大 4,600	5,300 大 5,300	120,000	
	1.50 大1.00	1.90 大 5.50	5,300 大 3,600	5,000 大 5,000	90,000	

区分 年度	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	課 税 限 度 額	納 期 回 数
	S43年以降は総所得金額の%	固定資産税(土地・家屋)の税額の%	1人につき円	1世帯につき円	円	
H 21	8.40 大8.40	7.30 大31.00	21,500 大17,500	27,400 大27,400	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大 2.30	4,600 大 4,600	5,300 大 5,300	120,000	
	1.50 大1.20	1.90 大 4.00	5,300 大 4,200	5,000 大 5,000	90,000	
22	8.40 大8.40	7.30 大19.00	22,000 大19,800	28,000 大28,000	470,000	10
	1.60 大1.60	2.30 大 2.30	4,600 大 4,600	5,300 大 5,300	120,000	
	1.60 大1.40	1.90 大 2.50	5,300 大 4,700	5,000 大 5,000	100,000	
23	8.40	7.30	22,000	28,000	500,000	10
	1.60	2.30	4,600	5,300	130,000	
	1.60	1.90	5,300	5,000	100,000	
24-25	8.50	7.30	25,000	30,000	510,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	140,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	120,000	
26	8.50	7.30	25,000	30,000	510,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	160,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	140,000	
27	8.50	7.30	25,000	30,000	520,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	170,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
28-29	8.50	7.30	25,000	30,000	540,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
30	8.50	7.30	25,000	30,000	580,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
R 元	8.50	7.30	25,000	30,000	610,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	160,000	
2	8.50	7.30	25,000	30,000	630,000	10
	2.00	2.30	6,000	7,000	190,000	
	2.00	1.90	6,000	7,000	170,000	

※ S35年度に「伊達市国民健康保険条例」を制定

H12年度以降の上段は「医療分」、下段は「介護分」を記載

H18年度以降の各欄の[大]の表記は、合併後の大滝区の税率を記載

H20年度以降の上段は「医療分」、中段は「支援分」、下段は「介護分」を記載

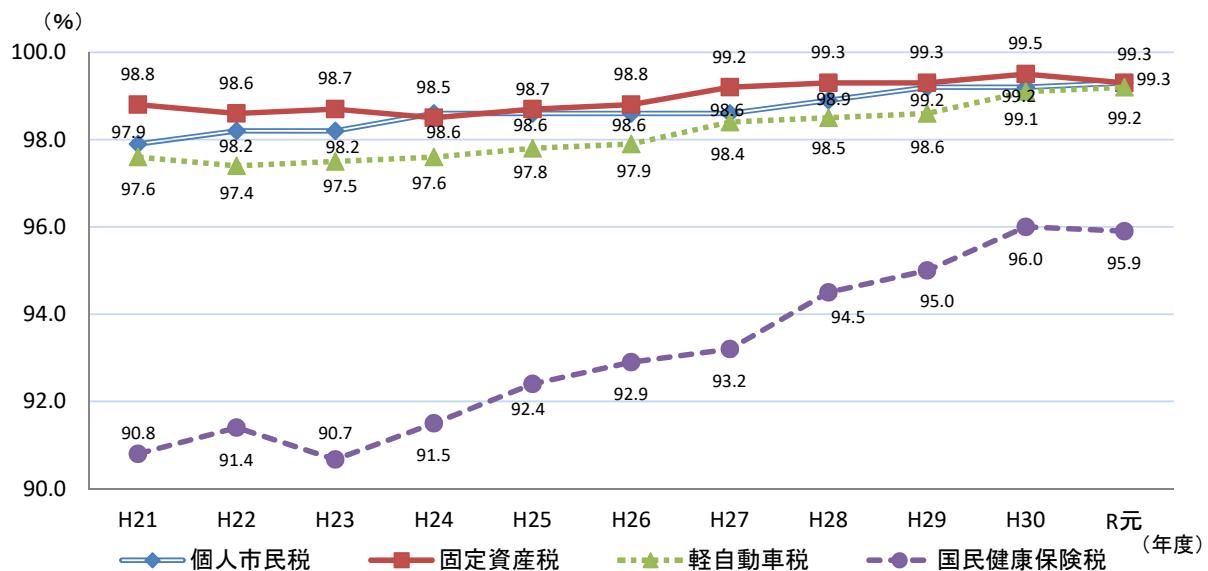
H23年度以降は、大滝区を含む統一税率

## VII 収 納

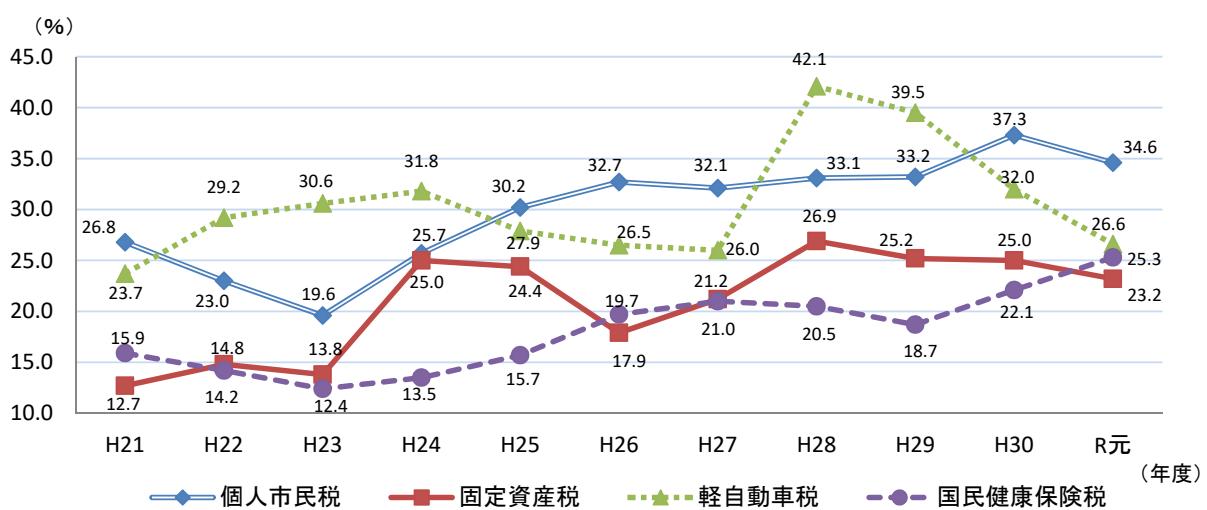
- 1 市税等収納率の状況
- 2 その他収入金の状況
- 3 未収額の状況
- 4 滞納処分の状況
- 5 徴収猶予・減免の状況
- 6 不納欠損額の状況
- 7 口座振替及びコンビニ納付の状況
- 8 督促状の発布状況
- 9 市・道民税の徴収嘱託等の状況

## 1 市税等収納率の状況

### (1) 現年課税分



### (2) 滞納繰越分



年	個人市民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
平成27年度	32.1	21.2	26.0	21.0
平成28年度	33.1	26.9	42.1	20.5
平成29年度	33.2	25.2	39.5	18.7
平成30年度	37.3	25.0	32.0	22.1
令和元年度	34.6	23.2	26.6	25.3

## 2 その他収入金の状況

(単位 : 千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延滞金	887	660	1,027	1,663	2,752
道税徴収委託金	51,245	52,776	50,636	50,826	50,326

## 3 未収額の状況

### (1) 現年課税分

(単位 : 千円)

税目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個人市民税	18,978	16,360	11,556	10,914	10,293
法人市民税	1,927	905	436	854	371
固定資産税	11,060	9,583	8,972	5,782	9,150
軽自動車税	3,683	1,124	1,034	688	644
都市計画税	1,049	921	870	783	1,248
国民健康保険税	57,156	45,617	38,332	30,292	29,038
合計	93,853	74,510	61,200	49,313	50,744

### (2) 滞納繰越分

(単位 : 千円)

税目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個人市民税	40,247	35,423	33,187	25,847	22,725
法人市民税	1,256	1,327	1,101	942	940
固定資産税	56,539	43,591	38,084	32,747	25,809
軽自動車税	2,725	1,877	1,585	1,679	1,562
都市計画税	5,224	4,045	3,560	3,068	2,605
国民健康保険税	235,308	212,145	203,292	178,410	146,660
合計	341,299	298,408	280,809	242,693	200,301

## 4 滞納処分の状況

### (1) 滞納処分件数

(単位 : 人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
債権押差	預貯金	214	227	175	261
	税還付金	121	194	55	60
	給与	24	29	17	24
	生命保険	13	25	12	14
	年金	5	4	2	5
	その他	2	2	8	3
	動産	1	1	0	1
	不動産	3	2	4	6
交付要求	18	12	13	10	12
合計	401	496	286	384	258

※延人数

## (2) 滞納処分による配当税額

(単位：千円)

年 度 税 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人・法人市民税	8,871	9,374	6,627	8,020	5,976
固定資産税・都市計画税	2,346	2,591	4,023	2,952	1,566
軽自動車税	228	534	334	500	289
国民健康保険税	12,529	11,501	8,531	8,618	8,689
延滞金	1,325	856	1,423	1,374	1,271
合 計	25,299	24,856	20,938	21,464	17,791

## 5 徴収猶予・減免の状況

(単位：人・千円)

年 度 区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
徴収猶予	納付誓約に基づく期限の延長	申請数	9	9	17	12	4
		猶予額	8,960	10,152	21,984	17,014	10,171
減免	規則第14条(延滞金の減免)	申請数	12	38	31	50	3
		減免額	3,794	9,296	3,257	27,260	221

## 6 不納欠損額の状況

(単位：千円)

年 度 税 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人市民税	3,148	3,124	962	2,084	903
法人市民税	0	180	233	35	330
固定資産税	4,219	8,046	3,891	4,336	5,682
軽自動車税	196	241	169	90	124
都市計画税	395	754	371	491	649
市税計	7,958	12,345	5,626	7,036	7,687
国民健康保険税	26,837	19,531	4,116	9,163	8,164
合 計	34,795	31,876	9,742	16,199	15,852

※端数処理上、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

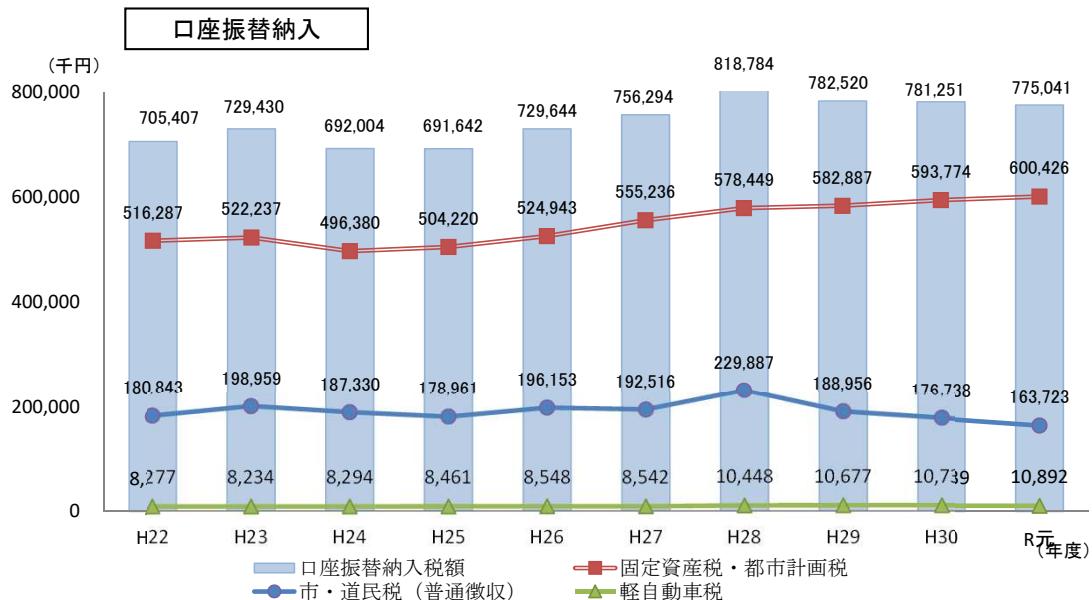
## 7 口座振替及びコンビニ納付の状況

### (1) 利用率

(単位：千円・%)

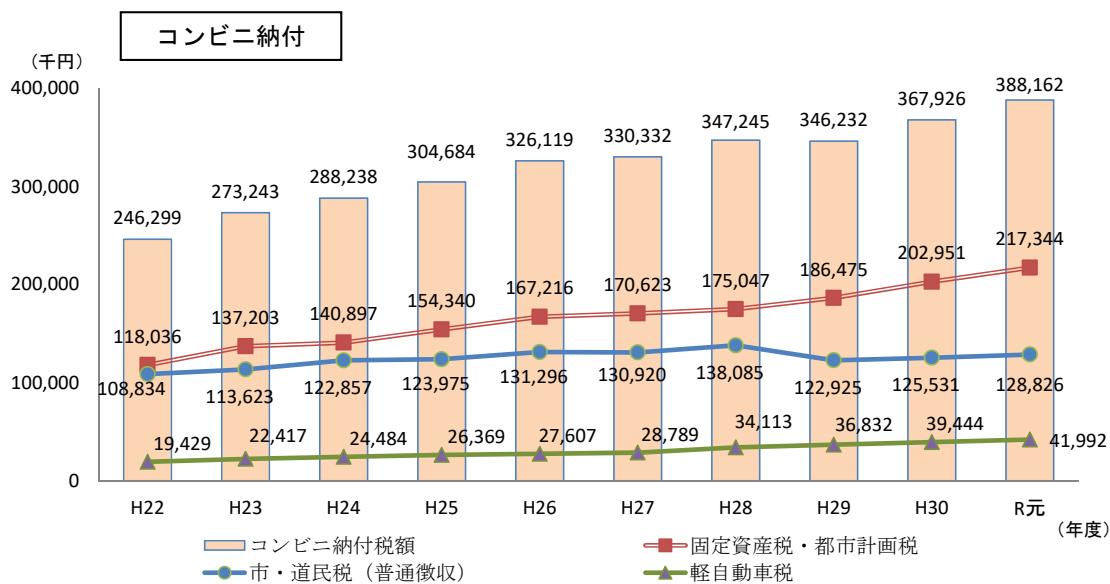
税目	年度	調定額 (A)	口座振替 納入額 (B)	利用率 (B)/(A)	コンビニ 納付額 (C)	利用率 (C)/(A)
市・道民税 (普通徴収)	H27	598,063	192,516	32.2	130,920	21.9
	H28	650,814	229,887	35.3	138,085	21.2
	H29	534,227	188,956	35.4	122,925	23.0
	H30	505,765	176,738	34.9	125,531	24.8
	R元	482,402	163,723	33.9	128,826	26.7
固定資産税・ 都市計画税	H27	1,767,861	555,236	31.4	170,623	9.7
	H28	1,766,240	578,449	32.8	175,047	9.9
	H29	1,767,600	582,887	33.0	186,475	10.5
	H30	1,902,702	593,774	31.2	202,951	10.7
	R元	1,905,607	600,426	31.5	217,344	11.4
軽自動車税	H27	60,991	8,542	14.0	28,789	47.2
	H28	72,382	10,448	14.4	34,113	47.1
	H29	74,621	10,677	14.3	36,832	49.4
	H30	77,337	10,739	13.9	39,444	51.0
	R元	79,957	10,892	13.6	41,992	52.5
市税計	H27	2,426,915	756,294	31.2	330,332	13.6
	H28	2,489,436	818,784	32.9	347,245	13.9
	H29	2,376,448	782,520	32.9	346,232	14.6
	H30	2,485,804	781,251	31.4	367,926	14.8
	R元	2,467,966	775,041	31.4	388,162	15.7
国民健康保険税 (普通徴収)	H27	789,832	397,030	50.3	144,701	18.3
	H28	768,384	413,784	53.9	134,381	17.5
	H29	711,480	387,356	54.4	129,260	18.2
	H30	700,078	375,439	53.6	138,110	19.7
	R元	709,435	361,341	50.9	128,102	18.1
合計	H27	3,216,747	1,153,324	35.9	475,033	14.8
	H28	3,257,820	1,232,568	37.8	481,626	14.8
	H29	3,087,928	1,169,876	37.9	475,492	15.4
	H30	3,185,882	1,156,690	36.3	506,036	15.9
	R元	3,177,401	1,136,382	35.8	516,264	16.2

## (2) 利用金額の推移



区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
口座振替納入税額	756,294	818,784	782,520	781,251	775,041
固定資産税・都市計画税	555,236	578,449	582,887	593,774	600,426
市・道民税	192,516	229,887	188,956	176,738	163,723
軽自動車税	8,542	10,448	10,677	10,739	10,892
振替件数(延)	31,636	31,705	30,927	30,290	29,892

※定期口座振替分



区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
コンビニ納付税額	330,332	347,245	346,232	367,926	388,162
固定資産税・都市計画税	170,623	175,047	186,475	202,951	217,344
市・道民税	130,920	138,085	122,925	125,531	128,826
軽自動車税	28,789	34,113	36,832	39,444	41,992
取扱件数(延)	25,996	26,770	26,746	27,759	27,675

## 8 督促状の発布状況

(単位：件・%)

税目	年度 期別	平成30年度			令和元年度			前年比 (D)/(B)
		調定件数 (A)	発布件数 (B)	督促率 (B)/(A)	調定件数 (C)	発布件数 (D)	督促率 (D)/(C)	
市・道民税 (普通徴収)	1	4,794	831	17.3	4,648	779	16.8	93.7
	2	3,920	753	19.2	3,755	717	19.1	95.2
	3	3,788	710	18.7	3,660	668	18.3	94.1
	4	3,880	705	18.2	3,760	606	16.1	86.0
	計	16,382	2,999	18.3	15,823	2,770	17.5	92.4
固定資産税・ 都市計画税	1	14,145	2,047	14.5	14,159	1,923	13.6	93.9
	2	14,072	1,512	10.7	14,085	1,522	10.8	100.7
	3	14,072	1,671	11.9	14,084	1,584	11.2	94.8
	4	14,069	1,297	9.2	14,083	1,363	9.7	105.1
	計	56,358	6,527	11.6	56,411	6,392	11.3	97.9
軽自動車税	全	11,444	1,509	13.2	11,491	1,350	11.7	89.5
国民健康保険税 (普通徴収)	1	4,837	667	13.8	4,624	579	12.5	86.8
	2	4,773	649	13.6	4,573	537	11.7	82.7
	3	4,741	600	12.7	4,539	550	12.1	91.7
	4	4,678	604	12.9	4,506	533	11.8	88.2
	5	4,547	549	12.1	4,352	530	12.2	96.5
	6	4,528	522	11.5	4,320	495	11.5	94.8
	7	4,511	562	12.5	4,325	527	12.2	93.8
	8	4,513	522	11.6	4,343	485	11.2	92.9
	9	4,505	516	11.5	4,339	484	11.2	93.8
	10	4,498	487	10.8	4,325	470	10.9	96.5
	計	46,131	5,678	12.3	44,246	5,190	11.7	91.4

## 9 市・道民税の徴収嘱託等の状況

(単位：千円・人)

年度	調定額		収納額						完納者数 (人)	収納率 (%)	差押件数 (件)
	金額	人数	本税	人数	延滞金	人数	合計	人数			
H27	167	4	65	2	5	1	70	2	2	38.9	4
H28	544	8	198	5	9	1	207	5	2	36.4	6
H29	787	9	353	6	28	2	381	6	3	44.9	5
H30	259	3	75	2	0	0	75	2	0	29.0	1
R元	290	3	102	1	6	1	108	2	1	35.2	0

※徴収嘱託等には徴収嘱託及び直接徴収を含み、引継先は北海道

※対象は市税（国民健康保険税を除く）の滞納繰越分

## **VII 参考資料**

- 1 道内市の採用税率一覧
- 2 道内の市別収納率の状況
- 3 伊達市税条例改正等の変遷

## 1 道内市の採用税率一覧（令和2年8月1日現在）

税目 市名	個人市民税		法人市民税									法人税割 (%)	
	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割(千円)										
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
札幌	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	注1 8.2	
函館	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
小樽	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
旭川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
室蘭	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
釧路	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
帶広	3,500	標準	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2	
北見	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
夕張	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
岩見沢	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
網走	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
留萌	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
苦小牧	3,500	標準	50	120	130	150	192	480	492	2,100	3,600	注2 8.4	
稚内	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
美唄	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
芦別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
江別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
赤平	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
紋別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
士別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
名寄	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
三笠	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
根室	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
千歳	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
滝川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
砂川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
歌志内	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
深川	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
富良野	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
登別	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
恵庭	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
伊達	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北広島	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
石狩	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北斗	3,500	標準	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	

※法人税割の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分、注1) 適用期限：令和4年1月31日、注2) 資本金等の額3千万円以下は6.0%適用、適用期限：令和9年1月31日

※岩見沢市に係る都市計画税の括弧書き(0.15)は、都市計画地域のうち用途地域以外で農業振興地域の農用地区域を除いた区域に適用

固定資産税 (%)	都市計画税 (%)	軽自動車税 (円)	入湯税(円)				鉱産税 (%)	
			一般		修学旅行	湯治		
			宿泊	日帰				
1.4	0.3	標準	150	100	60(日帰30)	60(日帰30)	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	150	150	70	70	1.2(0.9)	
1.4	0.3	標準	150	100	-	150(日帰100)	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	-	
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	-	
1.4	0.3	標準	250	90	70(日帰40)	-	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	150	50	50(日帰30)	30	-	
1.4	0.3	標準	150	50(貸室100)	-	-	1.0(0.7)	
1.45	0.3	標準・超過(1.2倍)	150	50	-	-	1.1(0.9)	
1.4	0.3(0.15)	標準	150	50	-	-	1.1(0.8)	
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	1.1(0.8)	
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	-	
1.4	0.3	標準	150	60	-	-	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	100	50	-	50	1.0(0.7)	
1.45	0.3	標準	100	100	100	100	1.1(0.8)	
1.45	0.3	標準	150	100	-	-	1.1(0.77)	
1.4	0.3	標準	150	100	-	-	-	
1.45	0.3	標準	-	50	-	-	1.1(0.8)	
1.4	0.3	標準	150	-	-	-	1.2(0.9)	
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	-	-	-	-	-	
1.75	-	標準	150	75	-	45	1.1(0.7)	
1.4	0.3	標準	-	-	-	-	-	
1.4	0.3	標準	150	50	課税免除	課税免除	-	
1.5	0.3	標準	-	50	-	-	-	
1.5	0.2	標準	-	-	-	-	1.0(0.7)	
1.7	-	標準	150	50	-	-	1.15(0.85)	
1.4	0.3	標準	150	70	-	-	-	
1.4	0.3	標準	150	150	-	-	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	300	50	70	70	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	150	100	課税免除	-	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	150	50	80(日帰40)	50	1.0(0.7)	
1.4	0.3	標準	150	75	-	50	-	
1.4	0.3	標準	150	50	-	-	1.2(0.9)	
1.4	-	標準	150	50	-	-	1.0(0.7)	

※入湯税のうち、釧路市は国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等以外の宿泊者は150円、三笠市は日帰りの料金が1,000円以下の場合は課税免除、登別市は義務教育の者は課税免除、伊達市は12歳未満の者及び中学生以下の修学旅行生は課税免除

※鉱産税の括弧書きの部分は採掘価格200万円以下の税率

## 2 道内の市別収納率の状況

### (1) 市税の現年課税分収納率（令和元年度）

(単位：%)

税目 市名	個人市民税		固定資産税		都市計画税		軽自動車税		入湯税		国保税(料)	
	収納率	順位	収納率	順位								
札幌	99.2	11	99.8	1	99.8	1	99.2	12	99.0	29	94.3	25
函館	98.7	25	98.8	22	98.6	23	98.9	19	100.0	1	92.5	33
小樽	99.2	11	99.2	17	99.1	15	99.2	12	100.0	1	96.2	14
旭川	99.1	16	99.1	18	99.0	18	98.9	19	100.0	1	93.2	31
室蘭	99.3	8	99.4	10	99.1	15	99.4	7	-	-	96.1	15
釧路	98.9	19	98.7	24	98.7	21	98.8	21	100.0	1	92.8	32
帶広	98.6	27	99.3	13	99.3	12	98.5	29	100.0	1	91.3	35
北見	98.6	27	99.1	18	98.8	20	99.3	9	100.0	1	94.3	25
夕張	99.9	1	98.5	27	98.3	27	98.4	31	100.0	1	97.6	4
岩見沢	99.2	11	99.4	10	99.4	9	99.1	16	100.0	1	96.4	11
網走	98.5	31	98.4	29	98.4	25	98.8	21	100.0	1	96.7	7
留萌	99.4	5	98.3	31	98.3	27	99.5	5	-	-	95.6	20
苦小牧	98.6	27	99.6	7	99.4	9	98.8	21	100.0	1	94.0	28
稚内	98.6	27	98.1	34	98.1	31	99.1	16	100.0	1	93.7	30
美唄	98.4	32	97.0	35	97.2	32	98.6	27	100.0	1	96.6	9
芦別	98.8	24	99.0	21	99.0	18	97.8	33	100.0	1	96.7	7
江別	99.4	5	99.8	1	99.8	1	99.6	4	100.0	1	97.1	5
赤平	98.9	19	98.3	31	98.3	27	97.0	35	100.0	1	94.6	24
紋別	98.9	19	98.5	27	98.5	24	98.5	29	100.0	1	95.8	17
士別	99.8	2	99.8	1	99.8	1	99.8	2	100.0	1	98.9	1
名寄	99.8	2	99.8	1	99.8	1	99.7	3	-	-	97.8	3
三笠	98.4	32	98.7	24	-	-	98.4	31	100.0	1	94.7	23
根室	94.6	35	99.1	18	99.1	15	99.3	9	-	-	92.2	34
千歳	99.1	16	99.8	1	99.7	5	99.2	12	100.0	1	95.3	21
滝川	99.0	18	98.2	33	98.2	30	98.6	27	-	-	95.7	19
砂川	99.8	2	99.6	7	99.6	7	99.9	1	-	-	98.8	2
歌志内	98.3	34	98.8	22	-	-	97.6	34	100.0	1	95.8	17
深川	99.2	11	98.7	24	98.7	21	98.8	21	100.0	1	96.3	12
富良野	98.9	19	99.5	9	99.5	8	99.3	9	100.0	1	97.0	6
登別	99.2	11	98.4	29	98.4	25	98.8	21	100.0	1	94.8	22
恵庭	99.3	8	99.3	13	99.3	12	99.5	5	100.0	1	96.3	12
伊達	99.3	8	99.3	13	99.3	12	99.2	12	100.0	1	95.9	16
北広島	99.4	5	99.8	1	99.7	5	99.4	7	100.0	1	96.6	9
石狩	98.9	19	99.4	10	99.4	9	99.0	18	100.0	1	94.3	25
北斗	98.7	25	99.3	13	-	-	98.7	26	100.0	1	93.8	29
加重平均率	99.1		99.5		99.5		99.1		99.7		94.4	
単純平均率	98.9		99.0		99.0		98.9		100.0		95.4	

## (2) 市税の年度別収納率（現年・滞縱合計）

(単位：%)

年度 市名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	97.7	2	98.1	3	98.5	2	98.8	2	98.9	2
函館	94.7	17	95.6	16	96.4	11	96.8	13	96.9	13
小樽	73.6	35	72.7	35	72.3	35	72.7	35	74.1	35
旭川	93.0	26	94.6	22	95.0	23	95.6	23	96.1	20
室蘭	95.5	9	96.1	10	96.5	10	96.9	11	97.6	10
釧路	90.6	31	90.9	33	92.0	32	92.6	31	93.7	30
帯広	95.2	16	95.8	12	96.3	14	96.8	13	97.1	11
北見	95.3	15	95.6	16	95.9	17	96.0	20	96.4	18
夕張	93.7	23	93.8	25	93.9	26	94.5	26	95.0	25
岩見沢	93.4	24	94.2	23	95.2	22	96.6	15	97.0	12
網走	91.8	30	92.5	28	94.4	24	94.7	25	94.6	26
留萌	94.4	20	94.9	20	95.5	21	95.9	22	96.6	16
苫小牧	94.4	20	94.8	21	96.3	14	96.5	17	96.6	16
稚内	92.0	28	92.3	29	93.1	28	93.0	30	93.2	31
美唄	89.9	33	91.4	31	91.9	33	92.6	31	92.8	32
芦別	94.7	17	94.2	23	94.1	25	94.5	26	94.4	27
江別	96.8	4	97.2	5	97.7	4	97.9	6	98.1	7
赤平	96.3	7	96.5	9	96.9	9	96.9	11	96.7	14
紋別	93.8	22	95.0	19	95.9	17	96.6	15	96.1	20
士別	96.4	6	96.6	7	96.4	11	97.8	7	99.4	1
名寄	98.4	1	98.7	1	98.8	1	98.9	1	98.9	2
三笠	92.8	27	92.6	27	92.2	29	91.7	33	91.4	33
根室	95.4	11	95.2	18	96.4	11	97.1	10	95.5	23
千歳	96.5	5	97.4	4	97.7	4	98.0	4	98.6	4
滝川	87.9	34	88.6	34	88.9	34	89.1	34	89.7	34
砂川	97.5	3	98.2	2	98.4	3	98.6	3	98.6	4
歌志内	93.3	25	93.4	26	93.7	27	95.1	24	95.3	24
深川	95.4	11	95.8	12	95.7	20	96.0	20	96.2	19
富良野	95.4	11	95.7	15	95.9	17	96.3	18	96.7	14
登別	90.2	32	91.2	32	92.2	29	93.4	28	94.1	28
恵庭	94.5	19	95.9	11	97.0	8	97.6	9	97.9	9
伊達	96.2	8	96.8	6	97.3	7	97.8	7	98.0	8
北広島	95.5	9	96.6	7	97.4	6	98.0	4	98.4	6
石狩	92.0	28	91.9	30	92.1	31	93.4	28	94.0	29
北斗	95.4	11	95.8	12	96.0	16	96.2	19	96.0	22

加重平均率	95.2	---	95.7	---	95.7	---	96.8	---	97.1	---
単純平均率	93.7	---	94.2	---	94.7	---	95.2	---	95.4	---

※国民健康保険税（料）を除く。

## (3) 国民健康保険税(料)収納率(現年・滞縱合計)

(単位: %)

年度 市名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
札幌	79.66	14	81.74	15	83.46	13	85.42	10	86.94	9
函館	61.99	34	67.27	32	72.92	30	76.54	28	80.72	23
小樽	86.06	4	86.48	7	86.22	6	87.75	5	88.60	5
旭川	69.78	28	73.65	27	76.67	24	78.63	25	81.77	19
室蘭	71.94	24	73.77	25	74.58	28	75.36	29	77.42	31
釧路	65.13	32	66.48	33	68.19	34	71.98	32	78.43	27
帯広	70.98	26	73.77	25	75.34	27	77.71	27	80.63	24
北見	83.68	9	84.17	9	84.58	10	85.08	12	86.59	11
夕張	85.40	7	88.03	5	84.49	11	86.40	9	87.25	7
岩見沢	79.59	15	81.55	16	85.02	7	88.30	4	89.62	4
網走	83.88	8	84.61	8	84.71	9	85.26	11	85.18	16
留萌	72.81	22	75.21	23	76.77	23	78.92	23	81.03	22
苦小牧	74.21	20	76.15	19	78.71	19	80.53	19	81.41	21
稚内	70.72	27	72.19	29	74.41	29	74.69	30	76.54	32
美唄	67.68	30	68.84	30	69.90	31	73.83	31	77.61	30
芦別	80.83	12	82.13	13	82.22	15	83.22	15	82.64	18
江別	80.60	13	82.15	11	83.14	14	84.87	13	86.04	12
赤平	78.54	17	79.11	17	79.11	18	80.09	20	81.42	20
紋別	79.55	16	82.15	11	84.78	8	87.09	8	85.96	13
士別	91.50	1	92.87	1	93.10	1	93.86	1	94.26	1
名寄	89.16	2	91.29	2	92.73	2	93.67	2	93.52	3
三笠	83.44	10	81.76	14	76.33	25	79.17	22	78.04	29
根室	75.90	19	76.10	21	80.60	16	83.22	15	85.06	17
千歳	82.29	11	83.83	10	83.62	12	83.63	14	85.46	14
滝川	73.77	21	75.55	22	77.00	22	78.92	23	80.48	25
砂川	87.25	3	89.68	3	91.74	3	93.28	3	94.05	2
歌志内	67.66	31	67.94	31	69.88	32	71.06	33	73.57	34
深川	85.52	5	88.22	4	87.80	4	87.66	6	86.97	8
富良野	85.43	6	87.14	6	87.63	5	87.15	7	88.39	6
登別	62.08	33	65.58	34	68.43	33	70.61	34	74.29	33
恵庭	68.02	29	72.40	28	77.86	21	82.60	18	85.26	15
伊達	72.76	23	75.16	24	76.07	26	78.19	26	79.94	26
北広島	71.07	25	76.15	19	78.56	20	83.14	17	86.69	10
石狩	58.67	35	58.55	35	58.97	35	60.97	35	64.23	35
北斗	76.78	18	78.46	18	79.41	17	79.84	21	78.21	28
加重平均率	75.38		77.79		79.85		82.01		84.15	
単純平均率	76.41		78.29		79.57		81.39		82.98	

### 3 伊達市税条例改正等の変遷

年月日	科 目	改 正 内 容
S25. 9. 2	町 民 税	伊達町税条例制定 均 等 割 個人 500円 法人 2,000円 所 得 割 税 率 所得税額の100分の20 税 率 100分の1.6 免 稅 点 1万円 自 転 車 税 自 転 車 年1台 300円 荷 車 税 荷積牛馬車 保道車 年1台 1,000円 鉄 輪 年1台 800円 荷積大車 年1台 500円 荷積小車 年1台 300円 リヤカー 年1台 300円 電気・ガス税 稅 率 100分の10 鉱 产 税 稅 率 100分の1.2 木 材 引 取 税 稅 率 100分の6 広 告 税 第 1 種 1. 交通運輸機関によるもの 2. 入場券等によるもの 3. 請負委託によるもの 以上 の 広 告 料 の 100 分 の 10 第 2 種 1. 立看板によるもの 1ヶ 50円 2. ポスター等によるもの 1枚 10円 3. チラシ・カレンダー等によるもの 1枚につき 50円 4. 建植・看板等によるもの 1坪につき年 300円 入 湯 税 稅 率 1人1日 20円 接 客 人 税 稅 率 芸者又は酌婦 1人月 300円 ダンサー・女給 1人月 200円 旅館の女中 1人月 100円 その他の接待人 1人月 100円 犬 税 稅 率 年1頭 200円 ミ シ ン 税 稅 率 年1台 300円 特 別 家 畜 税 稅 率 年 明け2才の牛馬 1頭 200円 年 明け2才以上の雌山羊 1頭 100円
26. 7. 1	町 民 税	均 等 割 個人 400円 所 得 割 法人 課税総所得金額の 2万円以下の金額 100分の6.5 2万円を超える金額 100分の8 6万円を超える金額 100分の9 10万円を超える金額 100分の10 町 民 税 法人税割 100分の16

年月日	科 目	改	正	内 容
	固 定 資 産 税	税 率	100分の3	
		免 稅 点	償却資産 3万円	
27. 3. 25	荷 車 税	荷積牛馬車	保道車 年 1,300円	
	町 民 税	所 得 割	所得税額の100分の20	
		法 人 税 割	100分の15	
27. 12. 12	広 告 税	廢 止		
	接 客 人 税	廢 止		
27. 3. 25	固 定 資 産 税	税 率	100分の2.7	
	自 転 車 税	普通自転車	年 300円	
		動力付自転車	年 500円	
29. 7. 27	町 民 税	均 等 割	個人 300円	
		伊達町税条例全部改正		
		所 得 割	所得税額の100分の15	
		法 人 税 割	100分の9	
	固 定 資 産 税	税 率	100分の2.5	
	自 転 車 荷 車 税	免 税 点	償却資産 5万円	
		自転車税及び荷車税を改める		
		原動機付自転車	年 750円	
	町たばこ消費税	創 設 税 率	115分の10	
	特 別 家 畜 税	雌山羊明け 2才以上を満 1才以上に改正		
30. 12. 10	固 定 資 産 税	免 税 点	償却資産 10万円	
	町たばこ消費税	税 率	100分の9	
	町 民 税	所 得 割	所得税額の100分の18	
		法 人 税 割	100分の9.7	
	自 転 車 荷 車 税	原動機付自転車 年 750円を		
		50cc以下	500円	
		90cc以下	800円	
		90ccを超えるもの	1,000円	
32. 9. 25	木 材 引 取 税	税 率	100分の5	
	入 湯 税	廢 止		
33. 3. 12	町 民 税	所 得 割	所得税額の100分の22	
	固 定 資 產 税	税 率	100分の2	
	犬 税	廢 止		
	ミ シ ン 税	廢 止		
	特 別 家 畜 税	廢 止		
33. 7. 28	輕 自 動 車 税	自転車荷車税を軽自動車税に改める		
		原動機付自転車 第1種	50ccまで	500円
			第2種	90ccまで
			第3種	125ccまで
		軽自動車 農耕作業用	1,000円	
			その他	1,500円
		2輪の小型自動車	2,500円	
	町たばこ消費税	税 率	100分の11	
	木 材 引 取 税	税 率	100分の2	

年月日	科 目	改 正 内 容
33. 12. 25	町 民 税	所 得 割 税 率 所得税額の 100分の24
34. 7. 29	固 定 資 産 税	免 税 点 土地2万円・家屋3万円・償却資産15万円
36. 8. 9	軽 自 動 車 税	軽自動車税 その他 1,500円を 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪以上の乗用 3,000円 〃 貨物 2,500円
36. 9. 28	固 定 資 産 税	税 率 100分の 1.7
36. 12. 19	町 民 税	所 得 割 準拠税率 総所得金額が 10万円以下の金額 100分の2 10万円を超える金額 100分の3 20万円を超える金額 100分の4 50万円を超える金額 100分の5 100万円を超える金額 100分の6 150万円を超える金額 100分の7 250万円を超える金額 100分の8 400万円を超える金額 100分の9 600万円を超える金額 100分の10 1,000万円を超える金額 100分の11 2,000万円を超える金額 100分の12 3,000万円を超える金額 100分の13 5,000万円を超える金額 100分の14
37. 5. 8	町たばこ消費税	税 率 100分の12
	電気・ガス税	税 率 100分の9
38. 7. 26	町たばこ消費税	税 率 100分の13.4
	電気・ガス税	税 率 100分の8
38. 9. 28	軽 自 動 車 税	小型特殊自動車を加える 小型特殊車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円
39. 6. 27	町たばこ消費税	税 率 100分の15
	電気・ガス税	税 率 100分の7
40. 5. 14	町 民 税	法人税割 100分の10.1
	軽 自 動 車 税	4輪以上の乗用 4,500円
41. 5. 7	町 民 税	法人税割 100分の10.7
	固 定 資 産 税	免 税 点 土地8万円・家屋5万円・償却資産30万円
42. 6. 23	町 民 税	均 等 割 法人 資本金又は出資金1,000万円を超える法人 又は相互会社 年 4,000円 上記以外の法人等 年 2,400円
	町たばこ消費税	税 率 100分の18.1
43. 12. 14	固 定 資 産 税	税 率 100分の1.6
44. 5. 10	軽 自 動 車 税	4輪以上の専ら雪上を走行するもの 1,500円
45. 3. 18	固 定 資 産 税	税 率 100分の1.5
45. 12. 15	固 定 資 産 税	税 率 100分の1.4

年月日	科 目	改	正	内 容
48. 7. 11	固定資産税 電気・ガス税 鉱 产 税	免 稅 点 税 率 税 率	土地15万円・家屋 8万円・償却資産 100万円 100分の6 100分の1	
48. 10. 1	特別土地保有税	創 設 税 率	土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3	
49. 4. 30	市 民 税	免 税 点 均 等 割	5,000m <sup>2</sup> に満たない場合 法人 資本金又は出資金1,000万円を超える法人 又は相互会社 年 7,000円 上記以外の法人等 年 4,000円	
		法人税割	100分の14.5	
	電 气 税 ガ 斯 税	税 率	100分の6 100分の5	
49. 12. 30	電 气 税 ガ 斯 税	税 率	100分の5 100分の4	
50. 6. 24	ガ 斯 税	税 率	100分の3	
51. 4. 15	市 民 税	均 等 割	個人 1,000円 法人 12,000円、20,000円、40,000円	
	軽 自 動 車 税	原動機付自転車	第1種 50cc以下 650円 第2種 90cc以下 1,000円 第3種 125cc以下 1,300円	
		軽自動車	2輪 2,000円 3輪 2,600円 4輪乗用営業 5,200円 〃自家用 5,900円 4輪貨物営業 2,900円 〃自家用 3,300円 専ら雪上 2,000円 小型特殊農耕 1,300円 〃その他 3,900円 2輪小型自動車 3,300円	
	ガ 斯 税	税 率	100分の2	
52. 2. 16	都 市 計 画 税	創 設 税 率	100分の0.2	
52. 5. 9	市 民 税	均 等 割	法人 13,000円、40,000円、134,000円	
53. 4. 28	市 民 税	均 等 割	法人 13,000円、40,000円、134,000円 560,000円、1,000,000円	
54. 4. 2	前 納 報 稟 金	廢 止		
54. 5. 9	軽 自 動 車 税	原動機付自転車	第1種 50cc以下 700円 第2種 90cc以下 1,100円 第3種 125cc以下 1,450円	

年月日	科 目	改	正	内 容
	軽自動車税	軽自動車	2輪	2,200円
			3輪	2,850円
			4輪乗用営業	5,200円
			4輪乗用自家用	6,500円
			4輪貨物営業	2,900円
			〃自家用	3,650円
			専ら雪上	2,200円
			小型特殊農耕	1,450円
			〃その他	4,300円
			2輪小型自動車	3,650円
54.10.9	固定資産税	税率	100分の1.5 (昭和55年度から平成元年まで)	
55.4.25	市民税	均等割	個人 1,400円	
		所得割	準拠税率	
55.7.2	入湯税	創設		
		税率	入湯客1人1日 150円	
56.4.28	市民税	法人税割	100分の14.7	
58.5.12	市民税	均等割	法人 27,000円、 80,000円、 100,000円、 270,000円、 1,000,000円、 1,500,000円	
59.4.27	市民税	均等割	法人 48,000円、 144,000円、 180,000円、 480,000円、 2,100,000円、 3,600,000円	
59.5.9	軽自動車税	原動機付自転車	第1種 50cc以下 1,000円 第2種 90cc以下 1,200円 第3種 125cc以下 1,600円	
		軽自動車	2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪乗用自家用 7,200円 〃営業用 5,500円 4輪貨物自家用 4,000円 〃営業用 3,000円 専ら雪上 2,400円	
		小型特殊自動車	農耕用 1,600円 その他 4,700円	
		二輪の小型自動車		4,000円
60.4.6	市民税	均等割	個人 2,000円	
	軽自動車税	原動機付自転車	三輪以上のもの 0.02リットル又は0.25キロワット 超のもの 2,500円	
	市たばこ消費税	従価割	100分の14.3	
		従量割	1,000本につき 350円	
61.4.1	木材引取税	廃止		
	市たばこ消費税	従価割	小売定価の合計額-法附則第30条の3の控除額	
		税率	100分の14.3	

年月日	科 目	改 正 内 容																																			
		従量割 1,000本につき 640円 (特例 昭和61.5.1～昭和62.3.31)																																			
62. 5.11	市たばこ消費税	臨時措置の適用期限を昭和62年12月31日まで延長																																			
62. 12. 4	市 民 税	所得割税率の改正																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">昭和63年度分</th> <th colspan="2">昭和64年度以後の年度分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>60万円を超える金額</td> <td>5%</td> <td>60万円を超える金額</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>130万円〃</td> <td>7%</td> <td>130万円〃</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>260万円〃</td> <td>8%</td> <td>300万円〃</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>460万円〃</td> <td>10%</td> <td>450万円〃</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>950万円〃</td> <td>11%</td> <td>900万円〃</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>1,900万円〃</td> <td>12%</td> <td>2,000万円〃</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>				昭和63年度分		昭和64年度以後の年度分		60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%	60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%	130万円〃	7%	130万円〃	7%	260万円〃	8%	300万円〃	8%	460万円〃	10%	450万円〃	10%	950万円〃	11%	900万円〃	11%	1,900万円〃	12%	2,000万円〃	12%
昭和63年度分		昭和64年度以後の年度分																																			
60万円以下の金額	3%	60万円以下の金額	3%																																		
60万円を超える金額	5%	60万円を超える金額	5%																																		
130万円〃	7%	130万円〃	7%																																		
260万円〃	8%	300万円〃	8%																																		
460万円〃	10%	450万円〃	10%																																		
950万円〃	11%	900万円〃	11%																																		
1,900万円〃	12%	2,000万円〃	12%																																		
		臨時措置の適用期限を昭和63年3月31日まで延長																																			
63. 6.13	市たばこ消費税	臨時措置の適限を昭和64年3月31日まで延長																																			
		固定資産税																																			
		宅地・農地に係る負担調整措置の改正																																			
		都 市 計 画 税																																			
		宅地・農地に係る負担調整措置の改正																																			
63. 12. 30	市 民 税	分離課税に係る所得割額の税率を7段階から3段階に改正																																			
		120万円以下の金額 3%																																			
		120万円を超える金額 8%																																			
		500万円〃 11%																																			
		退職所得控除額の引上げ																																			
		非課税の合計所得額を125万円に引上げ、寡夫を非課税の対象に加える																																			
		均等割の非課税限度額を26万円に引上げ																																			
		所得割の非課税限度額を32万円に引上げ																																			
		寄附金控除額の創設																																			
H元. 3. 31	市 民 税	所得割の税率を7段階から3段階に改正																																			
		120万円以下の金額 3%																																			
		120万円を超える金額 8%																																			
		500万円〃 11%																																			
		長期譲渡所得に係る課税の特例																																			
		(ア)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%																																			
		(イ)〃 4,000万円を超える場合は160万円と																																			
		課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額																																			
		株式等の譲渡に係る課税の特例																																			
		株式の譲渡益について(所得税において源泉分離課税を選択した場合を除く) 4%の税率による申告分離課税を適用優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例																																			
	市たばこ税	市たばこ消費税を市たばこ税とし、税率を従量割1,000本につき1,997円(旧3級品については1,000本につき 948円)																																			
	電 気 税	廃 止																																			
	ガ ス 税	廃 止																																			

年月日	科 目	改 正 内 容
2. 3.27	軽自動車税	電気自動車に係る軽減税率の適用を平成2年度まで延長 平成2年度排出ガス規制適合車に対し平成2年度まで軽減税率を適用
2. 3.31	市 民 税	均等割の非課税限度額を28万円に引上げ 所得割の非課税限度額を34万円に引上げ みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に係る税率の改正
3. 3.22	市 民 税	損害保険料控除の創設 超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例期限の延長 (平成5年度まで) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例期限の延長(平成4年度まで) 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例期限の延長(平成4年度まで)
3. 3.30	市 民 税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、4万円を加算 所得割の非課税限度額を15万円に引上げ 所得割税率適用区分の引上げ 120万円 → 160万円 500万円 → 550万円
	固 定 資 産 税	評価替えに伴う負担調整措置の改正(平成3年度から平成5年度まで) 免税点の引上げ 土 地 15万円 → 30万円 家 屋 8万円 → 20万円 償却資産 100万円 → 150万円
	都 市 計 画 税	評価替えに伴う負担調整措置の改正(平成3年度から平成5年度まで)
	軽自動車税	昭和60年2月15日前に取得したミニカーに対する特例税率の廃止 平成2年度排出ガス規制適合車に対する特例税率の廃止 電気自動車に対する特例税率の適用期限を2年延長 保有税を適用しない範囲の改正
3. 12.16	特別土地保有税	市街化区域以外の土地で取得後10年を経過した土地 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例期限の延長(平成8年度まで)
	市 民 税	超短期所有土地の譲渡に係る事業所得の課税の特例期限の延長 (平成10年度まで) 長期譲渡所得の税率を一律6%に引下げ 優良住宅地造成のための長期譲渡所得の税率を一律3.4%に引下げ 特例期限を延長(平成9年度まで) 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例の廃止 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の税率適用区分の拡大 (6,000万円) 遊休土地の所有者に課する保有税の創設

年月日	科 目	改 正 内 容
4. 4. 1	組 織 の 変 更	税務課を課税課と納税課に分離 収納消込機械（O C R）導入
4. 6. 19	市 民 税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人4万円の加算額を7万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を15万円から19万円に引上げ 肉用牛の売却による事業所得を有する者がみなし法人課税を選択した場合の市民税の課税の特例を廃止（平成6年度以降） みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を廃止（平成6年度以降）
5. 4. 23	軽 自 動 車 税 市 民 税	電気自動車に対する特例税率の適用期限を2年再延長 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人7万円の加算額を11万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を19万円から25万円に引上げ
5. 6. 24	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	評価替えに伴う負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで） 住宅用地等に係る課税標準の特例措置の改正 住宅用地 2分の1 → 3分の1 小規模住宅用地 4分の1 → 6分の1 評価替えに伴う負担軽減措置の改正（平成6年度から平成8年度まで） 住宅用地に係る課税標準の特例措置の導入 住宅用地 3分の2 小規模住宅用地 3分の1
	特別土地保有税	保有分に係る特別土地保有税から控除される固定資産税相当額の特例の改正
6. 3. 25	市 民 税	市民税の減免 均等割 地方自治法第260条の2第1項による地縁による団体を追加
6. 3. 31	市 民 税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人11万円の加算額を15万円に引上げ 所得割の非課税限度額の加算額を25万円から30万円に引上げ 特別減税の実施（6年度分の所得割額の20%を減税する） 均等割 法人 60,000円 144,000円 156,000円 180,000円 192,000円 480,000円 492,000円 2,100,000円 3,600,000円
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	農地に係る負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで） 農地に係る負担調整措置の改正（平成6年度から平成8年度まで）
	特別土地保有税	取得分に係る課税標準の改正（平成6年度から平成8年度まで）
7. 3. 31	市 民 税	阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例 特別減税の実施（7年度分の所得割額の15%（上限2万円）を減税する） 所得割税率の調整 200万円以下の金額 3 % 700万円以下の金額 8 %

年月日	科 目	改 正 内 容
	固 定 資 産 税	700万円を超える金額 11% 評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置（平成7年度から平成8年度まで） 公衆浴場の用に供する固定資産に係る軽減措置
7. 7. 3	輕 自 動 車 税 市 民 税	電気自動車に係る税率の特例措置の廃止 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の税率の引上げ 課税標準額 4,000万円以下 5.5% 4,000万円超 6.0%
8. 3. 27	賦 課 徵 収	市税に係る督促手数料の廃止
8. 3. 29	市 民 税	特別減税の実施 (8年度分の所得割額の15%（上限2万円）を減税する) 均等割（個人） 標準税率とする
9. 3. 31	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 市 民 税	地価動向等による緊急的な税負担（負担調整率）の緩和 地価動向等による緊急的な税負担（負担調整率）の緩和 特別減税の廃止 所得割税率の改正（分離課税に係る所得割の税率も含む） 700万円を超える金額 12%
	輕 自 動 車 税	小型特殊自動車のうち、農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む）を削除し、農耕作業用のものとする
	市 た ば こ 税	税率改正 たばこ（旧3級品外）1,000本につき2,434円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,155円
	固 定 資 産 税	宅地に係る税負担の調整措置（平成9年度から平成11年度まで） 再建築価格の基礎となる単価の見直し
	都 市 計 画 税	宅地の引下げ措置及び据え置き措置等の減額措置（平成9年度から平成11年度まで）
10. 3. 26	市 民 税	特別減税の実施 平成10年度分の所得割額から定額による特別減税 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養親族一人につき8,500円 特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除制度の創設
10. 3. 31	市 民 税	納税管理人制度についての条例改正 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の引下げ 課税標準額 6,000万円以下 4.0% 6,000万円超 5.5% 所得割非課税の引上げ 現行 34万円 → 35万円
10. 12. 14	特別土地保有税 市 民 税	地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正 法人均等割の区分に特定非営利活動促進法に基づき設立された法人を加え、同法人の減免規定を加える
11. 3. 31	市 民 税	所得割の非課税限度額の加算額を30万円から31万円に引上げ 定額による特別減税の廃止 定率による税額控除の実施（11年度分以後の所得割額の15%（上限

年月日	科 目	改 正 内 容
		4万円)を控除する) 所得割 税率の改正 700万円を超える金額 10% 特定扶養親族に係る控除額を45万円に引上げ(平成12年度から適用) 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の税率を4%に改正 (平成11年、平成12年について適用) 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設(平成11年、12年について適用) 税率改正 たばこ(旧3級品外) 1,000本につき2,668円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,266円 用途変更宅地及び類似用途変更宅地に係る課税標準の経過措置
12. 3.31	市たばこ税 固定資産税・都市計画税 市 民 税 固 定 资 产 税	税率改正 たばこ(旧3級品外) 1,000本につき2,668円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,266円 用途変更宅地及び類似用途変更宅地に係る課税標準の経過措置 所得割の非課税限度額の加算額を31万円から32万円に引上げ 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設 商業地等に係る負担水準の特例 負担水準 75%(H14は70%)超える →課税標準 75%(H14は70%)まで引下げ 負担水準 60%以上75%(H14は70%)以下 →課税標準据置 負担水準 60%未満 →負担水準に応じ負担調整 調整率 1.025~1.15 著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置 据置要件 負担水準45%以上で価格下落率0.12以上
13. 3.30	市 民 税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人15万円の加算額を16万円に引上げ 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の特例期限の延長 (平成16年度まで) 商品先物取引の雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例の創設
13. 9.26	市 民 税	株等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の改正
14. 3.29	市 民 税	均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人16万円の加算額を20万円に引上げ 所得割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、一人32万円の加算額を36万円に引上げ
15. 3.31	市 民 税 固 定 资 产 税 輕 自 動 車 税	配当所得及び株式譲渡所得に係る個人住民税の課税方法の見直し 控除対象配偶者が配偶者控除に上乗せして適用される配偶者特別控除の廃止(平成17年度から) 商業地等の宅地に係る負担調整措置の3年間延長 一般市街化区域内農地に対する固定資産税の上限を評価額の3分の1とする措置を実施 平成15年度分の前年度課税標準額等について、みなし規定を創設 申告書用紙の全国標準化に対応するための変更

年月日	科 目	改 正 内 容
	市たばこ税 特別土地保有税 都市計画税	税率改正（平成15年7月1日から） たばこ 1,000本につき2,977円 旧3級品たばこ 1,000本につき1,412円 平成15年度以降の新規課税を停止 特別土地保有税審議会の廃止 商業地等の宅地に係る負担調整措置の3年間延長 一般市街化区域内農地に対する固定資産税の上限を評価額の3分の2とする措置を実施 平成15年度分の前年度課税標準額等について、みなし規定を創設
16. 3.31	市 民 税	均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを3,000円に統一、あわせて生計同一の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止 老年者控除の廃止（平成18年度から） 均等割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、1人20万円の加算額を18万円に引き下げ 所得割の非課税限度額に控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合、1人36万円の加算額を35万円に引き下げ 土地、建物等の譲渡所得に係る課税の特例を改正 上場株式等以外の株式等の譲渡所得の金額に係る税率を引下げ 制限税率の廃止
17. 3.31	市 民 税	・老年者に対する125万円以下非課税措置を平成18年度から段階的に廃止
18. 3. 1	入 湯 税	・入湯税の課税免除に「修学旅行の中学生」を加える ・入湯税の税率（入湯客1人1日150円）を以下に改正 一般入湯客 日帰50円 宿泊（1泊につき）150円 修学旅行の学生（高校生以上のもの） 日帰40円 宿泊（1泊につき）80円 療養のため引き続き7日以上（6泊以上）滞在する湯治客 宿泊（1泊につき）50円
18. 3.31	市 民 税 固 定 资 产 税	・個人住民税の非課税限度額の改正 ア 均等割の非課税限度額 所得金額≤28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族の数） +加算額16万8千円 イ 所得割の非課税限度額 所得金額≤35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族の数） +加算額32万円 ・地震保険料控除の創設、地震保険料の2分の1相当額の所得控除（平成20年度から適用） ・所得税から個人住民税への税源移譲 所得割の税率を一律6%に改正（平成19年度から適用） ・定率減税の廃止（平成19年度から適用） ・耐震改修促進税制の創設、税額を2分の1とする減額措置 ・土地の負担調整措置

年月日	科目	改正内容
19. 3.30	市 民 税	<p>ア 商業地等の宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担水準が70%を超えるものは、当該年度評価額の70%を課税標準額とする。</li> <li>・負担水準が60%以上70%以下は、前年度課税標準額を据え置く。</li> <li>・負担水準が60%未満は、前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし当該額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額、評価額の20%を下回る場合は20%相当額とする。</li> </ul> <p>イ 住宅用地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担水準が80%以上は、前年度課税標準額を据え置く。</li> <li>・負担水準が80%未満は、前年度課税標準額に当該年度評価額に特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額(本則課税標準額)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が本則課税標準額の80%を上回る場合は80%相当額、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額とする。</li> </ul> <p>軽自動車税 市たばこ税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限税率を標準税率の1.5倍とする</li> <li>・税率改正(平成18年7月1日から)</li> <li>たばこ(旧3級品以外) 1,000本につき3,298円</li> <li>旧3級品たばこ 1,000本につき1,564円</li> </ul> <p>・上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡に係る市民税の課税の特例</p> <p>一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税の特例について、平成16年1月1日から平成19年12月31日までとしている軽減税率、住民税3%、所得税7%の適用を1年延長し、平成20年12月31日までとする。</p> <p>・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例</p> <p>3年超保有していた特定株式を一定の要件により譲渡したときは、その譲渡益を2分の1に軽減する特例の期限を平成21年3月31日まで2年延長する。</p> <p>・条約適用利子及び配当等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>所得割の納税義務者が支払いを受ける特定外国配当のうち、一定の上場株式の配当に対する課税の特例について軽減税率5%が適用される期限を平成21年3月31日まで1年延長する。</p> <p>・保険料に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>租税条約の規定に基づき居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その年の総所得金額等から控除する。</p> <p>・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特別措置の創設</p> <p>高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修を行い、その旨を市に申告した場合に限り、工事が完了した年の翌年分のみ、その住宅に係る固定資産税の3分の1(100m<sup>2</sup>までを限度)を減額する。</p>

年月日	科 目	改 正 内 容
19. 4. 1 19. 6. 15	組 織 の 変 更 市 民 税	課税課と納税課を統合、税務課に機構改革 ・信託法の制度に伴う改正 人格のない社団、個人等が法人課税信託の引受けを行う場合 に、法人税割額によって法人市民税を課する。
20. 4. 1 20. 4. 30	組 織 の 変 更 市 民 税	税務課に収納担当参事を置く ・公益法人制度に伴う改正 収益事業を行わない人格のない社団等については、市民税を 非課税とする。 人格のない社団等、公益法人等で資本金の額又は出資金の額 を有しない法人について、均等割は最低税率を適用する。
	固 定 資 産 税	・住宅の省エネ改修促進税制の創設 平成20年1月1日にある住宅で、平成20年4月1日から平成 22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの （賃貸住宅は除く）について、省エネ基準に適合する旨の書類 を添付して改修後3月以内に申告がされた場合には、改修工事 が完了した年の翌年度に限り、その住宅に係る固定資産税の税 額（1戸当たり120m <sup>2</sup> 相当分が限度）の3分の1を減額する。
20. 9. 19	市 民 税	・地方公共団体に対する寄附金税制の見直し ア 適用限度額を超える部分について、所得割額の概ね1割を限 度として所得税と合わせて全額を控除する。 イ 控除方法を所得控除から税額控除に改める。 ウ 寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引 き下げる ・上限額 総所得金額等の25%→総所得金額等の30% ・適用下限額 10万円→5千円 ・上場株式等の譲渡所得・配当所得等に対する課税の見直し ア 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率10%（うち住民税 3%）を、平成20年末をもって廃止する。平成21年以降は20% （うち住民税5%）とする。 イ 特例措置として、平成21年と平成22年の2年間は、500万円 以下の譲渡益及び100万円以下の配当について10%（うち住民 税3%）の税率を適用する。 ウ 上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導 入する。 ・公益法人制度改革に伴う法人住民税均等割の措置 ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般 財団法人について、最低税率を適用する。 イ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は 公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とする。 ・個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入 ア 対象者 個人住民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支 払を受けた方のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等

年月日	科目	改正内容
20. 12. 15	市民税	<p>を受給されている65歳以上の方（ただし、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方や特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方については対象としない。）</p> <p>イ 対象税額 　　公的年金等に係る所得に対する所得割額と均等割額</p> <p>ウ 徴収方法 　　年6回の特別徴収対象年金給付の支払の際には特別徴収の方法により行う。</p> <p>エ 実施日 　　平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付から実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税における寄附金税制の拡充           <p>ア 寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち地域における住民の福祉の増進に寄附するものとして市が指定したものを追加（寄附金控除対象法人名は伊達市税条例施行規則に規定）</p> <p>イ 従前の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道民税について4%、市民税について6%とし、この場合において、北海道が指定した寄附金については道民税から、市が指定した寄附金については市民税からそれぞれ控除</p> </li> </ul>
21. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良住宅地造成等のための長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長           <p>　　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。</p> </li> <li>・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の軽減税率の適用期限の延長           <p>　　平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%軽減税率（市民税1.8%、道民税1.2%）とする。</p> </li> <li>・特例措置の創設           <p>　　社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産について、非課税とする。</p> </li> </ul>
21. 6. 4	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の負担調整措置           <p>ア 商業地等の宅地 　　平成18年評価替えの負担調整措置を継続</p> <p>イ 住宅用地 　　平成18年評価替えの負担調整措置を継続</p> </li> <li>・長期優良住宅に対する軽減措置           <p>ア 対照要件（①から③までの要件すべてを満たす場合）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①市建築課で長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅</li> <li>②平成21年6月4日から平成22年3月31日迄の間に新築された住宅</li> <li>③居住部分の床面積が50m<sup>2</sup>以上（1戸建て以外の賃貸住宅にあっては40m<sup>2</sup>以上）280m<sup>2</sup>以下であること。</li> </ul> </p> </li> </ul>

年月日	科目	改正内容
21. 6.16	市民税	<p>※併用住宅の場合は居住用の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること。</p> <p>イ 軽減となる額 住宅部分床面積が120m<sup>2</sup>相当分までを限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額</p> <p>ウ 減額の期間            ①一般の住宅 (②以外の住宅) 新築後5年間            ②3階建て以上の中高層耐火住宅等 新築後7年間</p> <p>エ 申告の時期 新築した翌年の1月31日までに、申告書に長期優良住宅の認定書を添付の上、提出</p> <p>・住宅ローン減税の拡充及び個人住民税における住宅ローン特別控除の創設 平成20年限りとされていた所得税の住宅ローン特別控除について、適用期間が5年間延長されるとともに、住宅ローン控除対象残高限度額、控除率等が改正され、それに伴い、個人市民税にも「住宅ローン特別控除制度」を創設する。</p> <p>ア 所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人市民税から税額控除する。            ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額            ② 所得税の課税総所得金額等の額に100分の3を乗じて得た額 (58,500円を超えるときは58,500円)</p> <p>イ 特例の期間 平成21年から平成25年までに入居した者を対象とする。</p> <p>ウ 確認の手続きのために必要な措置 給与支払報告書(源泉徴収票)等について必要な改正を行い市に対する申告は不要とする。(税源移譲住宅ローン特別控除の経過措置分(平成11年から平成18年までに入居した者が対象)についても申告不要)</p> <p>・特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設 土地取引を活性化し内需を刺激するための施策として、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31までの間に取得(一定要件有)をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、この土地等に係る長期譲渡所得の金額が1,000万円(長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合は、その長期譲渡所得の金額)を控除する。</p>
22. 3.31	市民税	<p>・公的年金の特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金の所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合計金額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができるることとする。</p>
22. 6.17	市民税	<p>・年少扶養控除の廃止 平成24年度から扶養親族のうち年齢16歳未満の者に対する扶養控</p>

年月日	科 目	改 正 内 容
		除を廃止する。 ・特定扶養控除上乗せ部分の廃止 平成24年度から特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 ・生命保険料控除の改組 平成25年度から介護保障又は医療保障を内容とした保険料について、一般生命保険料控除と別枠で所得控除を設ける。 ・少額株式投資非課税制度の創設 平成25年度から非課税の口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設する。
23. 6. 28	市 民 税	市たばこ税 ・税率改正（平成22年10月1日から） たばこ（旧3級品以外）1,000本につき 4,618円 旧3級品たばこ 1,000本につき 2,190円
	固 定 资 产 税	・東日本大震災に係る雑損控除の特例 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度市民税での適用を可能とする。 ・東日本大震災に係る住宅ローン減税の適用の特例 住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても、平成25年度分市民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。 ・東日本大震災により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除 東日本大震災により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。
23. 6. 30	市 民 税	・寄附金税制の拡充 ア 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附であっても、条例において個別に指定することにより、市民税の寄附金税額控除の対象とすることができる。 イ 個人市民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げ ・租税罰則の見直し ・国税の見直し内容にあわせた所要の罰則の見直し ・過料3万円を10万円に引き上げ
23. 12. 15	市 民 税	・東日本大震災に係る雑損控除の特例 平成23年6月28日の改正について、損失対象金額等の取扱を一部修正する。
24. 3. 21	市 民 税	・個人市民税の均等割の引上げ 平成26年度から平成35年度までの間、500円引き上げて年額3,500円とする。 ・退職所得に係る個人市民税の10%税額控除の廃止 平成25年1月1日以後に支払われる退職所得等について適用する。

年月日	科 目	改 正 内 容
24. 3.31	市たばこ税 市 民 税 固 定 资 产 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率改正（平成25年4月1日から）           <ul style="list-style-type: none"> <li>たばこ（旧3級品以外）1,000本につき 5,262円</li> <li>旧3級品たばこ 1,000本につき 2,495円</li> </ul> </li> <li>年金所得者の申告手続の簡素化           <ul style="list-style-type: none"> <li>寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。</li> </ul> </li> <li>新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長（平成24年度～平成25年度）</li> <li>土地の負担調整措置を3年延長（平成24年度～平成26年度）</li> <li>住宅用地特例（特例割合6分の1又は3分の1）を継続</li> <li>住宅用地の据置特例           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度までの経過措置（負担水準90%以上の住宅用地に適用）を講じた上で平成26年度に廃止する。</li> </ul> </li> <li>下水道法に定める公共下水道使用者が設置する除害施設に係る課税標準の特例措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道除害施設について、課税標準をその価格の4分の3の額とし、取得期限を平成27年3月31日まで延長する。</li> </ul> </li> <li>特定都市河川浸水被害対策法に定める一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>雨水貯留浸透施設について、課税標準をその価格の3分の2の額とし、取得期限を平成27年3月31日まで延長する。</li> </ul> </li> </ul>
25. 3.30	都 市 計 画 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の負担調整措置を3年延長</li> <li>住宅用地特例（特例割合3分の1又は3分の2）を継続</li> <li>住宅用地の据置特例           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度までの経過措置を講じた上で平成26年度に廃止する。</li> </ul> </li> </ul>
25. 6.26	固定資産税・都 市計画税 市 民 税 賦 課 徴 収	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生特別措置法に定める管理協定の対象となった協定倉庫に係る課税標準の特例措置を新設           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された協定倉庫について、協定締結後5年度間は課税標準をその価格の3分の2の額とする。</li> </ul> </li> <li>個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する制度を、平成29年12月31日までの入居に4年間延長する。</li> <li>なお、居住年が平成26年4月から平成29年12月までの間である場合、控除限度額は課税総所得金額の100分の4.2（81,900円を超えるときは81,900円）とする。</li> </ul> </li> <li>延滞金の割合等の特例（平成26年1月1日から）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 延滞金               <ul style="list-style-type: none"> <li>①年14.6%の割合 → 特例基準割合+7.3%</li> <li>②年 7.3%の割合 → 特例基準割合+ 1%</li> <li>③法人市民税の納期限延長に係る特例 → 特例基準割合</li> </ul> </li> <li>※ 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項により</li> </ul> </li> </ul>

年月日	科 目	改 正 内 容
25. 9.25	市 民 税	<p>財務大臣が告示した割合に1%を加えた割合をいう。</p> <p>(2) 還付加算金 年7.3%の割合 → 特例基準割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金特徴の仮特別徴収税額等を見直し（平成28年10月1日から） 公的年金の支払をする際に徴収する個人市民税の仮特別徴収税額を、公的年金に係る前年度分の個人市民税の2分の1に相当する額とする。</li> <li>・上場株式等の配当所得等に係る特例（平成29年1月1日から） 上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子を対象に追加する。</li> <li>・株式等の譲渡所得等の分離課税を改組（平成29年1月1日から） 株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る分離課税と上場株式等に係る分離課税に改組する。</li> <li>・条約適用配当等に係る特例 条約適用配当等の対象に特定公社債等の利子等を追加する。</li> </ul>
26. 3.31	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税の課税の特例 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限を平成30年度まで延長する。 優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限を平成29年度まで延長する。</li> </ul>
	固 定 資 産 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を平成27年度まで2年延長</li> <li>・耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設</li> </ul>
26. 6.24	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人市民税の法人税割の引下げ 法人税割 100分の12.1（平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用）</li> </ul>
	軽 自 動 車 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率の引上げ（平成27年4月1日から適用。ただし、3輪以上の軽自動車にあっては同日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから新税率を適用） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 50cc以下 2,000円</li> <li>② 90cc以下 2,000円</li> <li>③125cc以下 2,400円</li> <li>④ 3輪以上 3,700円</li> </ul> </li> <li>(2)軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 2輪 3,600円</li> <li>② 3輪 3,900円</li> <li>③ 4輪以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>乗用 営業用 6,900円</li> <li>自家用 10,800円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

年月日	科 目	改 正 内 容
		<p>④専ら雪上を走行するもの 3,000円</p> <p>(3)小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>(4)2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>・税率の特例（経年車重課）（平成28年4月1日から適用）</p> <p>3輪以上の軽自動車について、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した月の属する年度から重課する。</p> <p>① 3輪 4,600円</p> <p>② 4輪以上</p> <p>乗用 営業用 8,200円</p> <p>自家用 12,900円</p> <p>貨物用 営業用 4,500円</p> <p>自家用 6,000円</p>
27. 3.31	市 民 税	<p>・個人住民税における寄附金税額控除の拡充</p> <p>地方公共団体に対する寄附（ふるさと納税）に係る特例控除額の上限を、所得割額の2割に引上げ（平成28年分の個人住民税から適用）</p> <p>・申告手続きの簡素化</p> <p>確定申告が不要な給与所得者等について、寄附（ふるさと納税）先の地方公共団体へ寄付する際に申請することで、寄附先が5団体以内の場合に限り、確定申告をせずに寄附金控除が受けられる申告手続きの簡素化特例を適用する（平成27年4月1日以後に支出する寄附から適用）。</p> <p>・個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の期間延長</p> <p>所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する制度（住宅ローン減税）を平成31年6月30日までの入居に1年半延長する。</p>
	固定資産税・都市計画税	<p>・土地に係る負担調整措置を平成29年度まで3年延長</p> <p>・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による課税標準特例を延長</p> <p>新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準について、当初5年分を3分の2に軽減して平成29年3月31日まで延長する。</p>
	軽自動車税	<p>・グリーン化特例（軽課）の導入</p> <p>平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等（三輪以上）について、その燃費性能に応じて税率を軽減する（平成28年分の軽自動車税について適用）。</p> <p>・二輪車の税率の引上げを延期</p> <p>原動機付自転車等の二輪車の税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。</p>
27. 4. 1	組織の変更	・税務課内に収納対策室を新設
27. 6.25	市たばこ税	<p>・旧3級品の製造たばこの特例税率を廃止</p> <p>特例税率を廃止し平成28年4月1日から平成31年4月1日まで</p>

年月日	科 目	改 正 内 容
	賦課徴収	<p>の間で段階的に税率を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請による換価の猶予制度を創設</li> </ul> <p>徴収猶予及び換価猶予の手続きを地域事情に応じて見直し納税者の負担軽減を図り、早期に的確な納税履行を確保するため次の規定を条例に定める(平成28年4月1日から適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 徴収の猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法</li> <li>(2) 申請による換価の猶予に係る申請期限</li> <li>(3) 徴収の猶予及び申請による換価の猶予申請書の記載事項や書類等を訂正する場合の提出期限</li> </ul>
28. 3. 31	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を平成29年度まで2年延長</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン化特例(軽課)を平成29年3月31日まで1年延長</li> </ul>
28. 12. 15	市民税・固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請の提出期限を地域事情に応じて見直し納期限まで延長</li> </ul>
	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請の提出期限を地域事情に応じて見直し納期限まで延長(平成29年4月1日から適用)</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費控除に特定一般用医薬品(スイッチOTC薬)等購入に係る特例を創設(平成30年1月1日から適用)</li> <li>・個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動(NPO)法人を別表に指定</li> </ul>
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン化特例(軽課)の適用期限を1年間延長(平成29年4月1日から適用)</li> </ul>
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の見直し</li> </ul> <p>修正申告又は税額を増加させる更正があった場合に、その延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。</p>
29. 3. 31	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税の課税に係る特例の延長           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限を平成33年度まで延長する。</li> <li>(2) 優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限を平成32年度まで延長する。</li> </ul> </li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に係る軽減措置の拡充</li> </ul> <p>災害発生時の納付期限の延長・徴収の猶予・減免等の個別措置に加えて、被災地の復旧・復興に遅延なく手当てできるよう税制上の負担軽減措置を条例に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災代替家屋・償却資産に係る特例の創設</li> </ul> <p>被災者生活再建支援法の適用区域内で、震災等により滅失・損壊した家屋や償却資産に代わるものとして市長が認める家屋や償却資産を取得した場合について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当初4年間に限り、その価格の2分の1に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 被災住宅用地特例の拡充</li> </ul> <p>被災市街地復興推進地域において、被災住宅用地(震災等により滅失・損壊した住宅の敷地)が賦課期日に住宅の再建がされていない場合、住宅用地特例が適用されるよう、発生後の2ヶ年分は住宅用地特例をみなし適用する期間を4ヶ年分に拡充する。</p>

年月日	科目	改正内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による負担軽減措置 地域事情に応じた課税標準の軽減割合を条例に定める。</li> </ul>
29. 9.29	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保育の受け皿整備の促進のための税制措置の拡充 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（定員5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1に軽減する。</li> <li>(2)待機児童解消に向けた課題である保育の受け皿整備のための税制措置の創設 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども子育て支援法に基づく補助を受けた事業者が保育施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合、施設の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当初5年分に限り2分の1に軽減する。</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン化特例（軽課）の適用期限を平成31年3月31日取得分まで2年間延長</li> </ul>
	都民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人市民税の法人税割を引下げ 法人税割 100分の8.4（平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用）</li> <li>・個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除を期間延長 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する制度（住宅ローン減税）を平成33年12月までの2年半延長する。</li> </ul>
	都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率を100分の0.3に引上げ（平成30年1月1日から適用）</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更し「環境性能割」を創設 環境性能割の税率は、新車中古車を問わず燃費基準値達成度に応じて決定し、非課税・1%・2%の3段階とし、当分の間、北海道に賦課徴収を委任し、税収の一定割合が交付される（平成31年10月1日から適用）。</li> </ul>
30. 3.31	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に係る負担調整措置を平成32年度まで3年延長</li> <li>・地域決定型地方税制特例（わがまち特例）による負担軽減措置 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準について、当初5年分を3分の2に軽減する特例の適用期限を平成31年3月31日までとする。</li> </ul>
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人市民税に係る延滞金の見直し 納期限を延長した場合の法人市民税の延滞金に関して、申告後に減額更正がされ、その後、増額更正があった場合においては、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分について、その納付がされていた期間を控除して計算する特例を定める。</li> </ul>
30. 6.28	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税の非課税限度額の引上げ 障がい者・未成人者・寡婦（寡夫）に対する非課税措置の所得</li> </ul>

年月日	科目	改正内容
	市たばこ税	<p>要件を135万円以下(現行125万円以下)に引上げ(平成33年1月1日から適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し 公的年金等の所得以外に所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合、住民税申告書の提出を不要とする(平成31年1月1日から適用)。</li> <li>・個人市民税の基礎控除額に所得要件を創設 基礎控除額に所得要件を設け、高額所得者に対しては控除額が遞減・消失する仕組み(所得金額が2,400万円を超えるような、特に高額の所得者に限り、段階的に基礎控除額を43万円から递減し、2,500万円超えからは適用しない)を導入する(平成33年1月1日から適用)。</li> <li>・個人市民税の調整控除額に所得要件を創設 給与所得と年金所得の両方を有する場合、負担が変わらないような措置とし、片方に係る控除のみが減額される。</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大法人の法人住民税に係る申告提出を電子申告に義務化 資本金1億円を超える法人に対して、eLTAXによる電子申告を義務化する(平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。</li> <li>・たばこ(旧3級品以外)の税率を3段階で引上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)平成30年10月1日から1,000本につき5,692円とする。</li> <li>(2)平成32年10月1日から1,000本につき6,122円とする。</li> <li>(3)平成33年10月1日から1,000本につき6,552円とする。</li> </ul> </li> <li>・加熱式たばこの課税方式の見直し 喫煙用製造たばこに新たに「加熱式たばこ」の区分を新設し、課税の仕組みは「重量」と「価格」を紙巻きたばこに本数換算する方式に変え、平成30年10月1日から5年間で段階的に引上げる。</li> </ul>
30. 9.26	都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に係る都市計画税の課税標準の特例を追加 空き地や空き家の利用を促し、街の賑わいを創出することを目的に改正された都市再生特別措置法の規定による法人が立地誘導促進施設協定制度に基づき、土地を所有又は無償で借り受けて管理する場合、その土地及び償却資産について、都市計画税の課税標準を当初3年分に限り3分の2に軽減する特例を条例に定める。</li> </ul>
31. 3.29	市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充 消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合について、控除期間を3年間延長する。</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年した軽自動車の重課に係る特例措置を平成31年度限りとする。</li> </ul>

年月日	科 目	改 正 内 容
R元. 5.17	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の寄附金税額控除の見直し いわゆる「ふるさと納税」の対象となる寄附金を特例控除対象寄付金*と定める(令和元年6月1日から適用)。 *特例控除対象寄付金～総務大臣が指定する都道府県又は市区町村に対する次の基準に適合する寄附金           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること。</li> <li>(2)返礼品を送付する場合は地場産品とし、かつ、その返礼割合を3割以下とすること。</li> </ul> </li> </ul>
元. 7. 4	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の非課税対象者に単身児童扶養者を追加 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻していない者、又は配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を非課税の対象に加える(令和3年1月1日から適用)。</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能割の臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減する(令和元年10月1日から適用)。</li> <li>種別割の軽課の特例措置の延長 種別割のグリーン化特例(軽課)に係る特例措置を令和3年度まで2年間延長する(令和元年10月1日から適用)。</li> <li>種別割の軽課の見直し 令和4年度及び令和5年度の種別割のグリーン化特例(軽課)の適用対象を電気自動車等に限定する(令和3年4月1日から適用)。</li> </ul>
2. 3. 31	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大 調査を尽くしても所有者が不明の場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税及び都市計画税を課すことができるとしている(令和2年4月1日から適用)。</li> <li>現に所有している者の申告の制度化 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現所有者(相続人等)に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする(令和2年4月1日から適用)。</li> </ul>
2. 6. 29	市 民 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>未婚のひとり親に対する税制上の措置 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、寡婦(夫)控除(控除額30万円)を適用する。 寡婦についても、寡夫と同じ所得制限(前年所得金額500万円)を設定する(令和3年1月1日から適用)。</li> <li>非課税措置対象者の見直し 未婚のひとり親を児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定せず、非課税措置の対象とする(令和3年1月1日から適用)。</li> <li>寄附金税額控除の特例措置 新型コロナウイルス感染症対策による国の自粛要請等により中</li> </ul>

年月日	科 目	改 正 内 容
	固定資産税・都市計画税	<p>止されたイベント等の払戻請求権を放棄した場合、市が指定するものを寄付金控除の対象とする(令和3年1月1日から適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化 新型コロナウイルスの影響による住宅建設の遅延等によって入居が遅れた場合でも、期限内入居と同様の税額控除を適用できることとする(令和3年1月1日から適用)。</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等に係る固定資産税・都市計画税の減免措置 新型コロナウイルス感染症の影響によって、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対し、事業用家屋と償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税を2分の1又は零(ゼロ)に軽減する。</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産に係る固定資産税の負担軽減措置の拡充・延長 生産性革命の実現に向けて中小企業等が新たに投資した設備の償却資産に係る固定資産税を免除する特例措置の適用対象に「事業用家屋及び構築物」を加え、その適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境性能割の臨時の軽減措置の延長 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の環境性能割の税率を1%軽減する措置を令和3年3月31日までの半年間延長する。</li> <li>・軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し 1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこ1本の課税標準を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。ただし、経過措置として令和3年9月30日までは、0.7g未満の葉巻たばこに限り、紙巻きたばこ0.7本に換算する(令和2年10月1日から適用)。</li> </ul>
	入湯税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入湯税の税率の特例を規定 大滝区の観光振興を推進する事業財源とするため、令和2年10月1日から令和12年3月31日までの間は、「1泊の宿泊料金が6,000円を超え、かつ、総客室数が20室を超える施設以外の施設の一般入湯客の宿泊」に係る税率を300円(現行150円)に引き上げる。</li> </ul>
	賦課徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収猶予の特例制度 新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年2月以降の1ヶ月間の事業等の収入が前年同期比で20%以上減少した納税者を対象として、無担保かつ滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予する。ただし、令和2年2月1日から同3年2月1日迄に納期限が到来する市税を対象とする。</li> </ul>



---

---

令和 2 年 度

市 税 概 要

令和 2 年 1 月 発行

編集 伊達市企画財政部税務課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町 20 番地 1

電 話 (0142) 23-3331

---